

令和3年6月15日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 教育長 野口敏雄 会計管理者 橋本真美 総務課長 矢動丸栄二 まち・ひと・しごと創生課長 河上昌弘 財政課長 川原俊史 危機管理対策監 弥永正一 建設課長 高島真幸 産業課長兼 日高泰明 住民課長 扇智布由 農業委員会事務局長 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 森園敦志 教育委員会事務局長 中島洋 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 宗雲英則
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望

議事日程 令和3年6月15日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第30号・議案第31号)

日程第2 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	6番 原田 希	1. 中心市街地活性化事業について 2. 新型コロナウイルス対策について 3. 道路整備について
6	5番 田中静雄	1. 中心市街地開発について 2. 水害対策について
7	7番 吉富 隆	1. 町道八枚・碓線及び関連について 2. 上峰町中心市街地活性化事業について（関連）
8	1番 鈴木千春	1. コロナ禍における対応について 2. 中心市街地活性化事業について 3. 農業課題解決の取組について
9	2番 大川徹也	1. 新型コロナウイルス感染症対策について 2. 行政手続きのオンライン化の推進について 3. 地域通貨について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第1. 追加議案一括上程、提案理由の概要説明。

追加議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

おはようございます。追加議案の提案をさせていただきます。

議案第30号

令和3年度上峰町一般会計補正予算（第3号）

令和3年度上峰町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,048千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,753,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月15日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第31号

上峰町副町長の選任について

下記の者を上峰町副町長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条第1項の規定により同意を求める。

記

住 所 福岡県福岡市西区十郎川団地21-8

氏 名 財 津 勝 記

生年月日 昭和33年3月19日

令和3年6月15日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、2追加議案の提案をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より2議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。補足説明はありますか。

○財政課長（川原俊史君）

私のほうからは議案第30号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表、歳入歳出補正予算、歳入でございます。

左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の13款. 国庫支出金、補正額、36,048千円、計836,057千円、歳入合計36,048千円、計11,753,498千円。

次に歳出でございます。

款4. 衛生費、補正額36,048千円、計728,989千円、歳出合計、補正額36,048千円、計11,753,498千円。

では、主な補正内容について御説明いたします。

追加の予算については、64歳以下新型コロナウイルスワクチンの接種のスケジュールの前倒しなどに対応する予算になっております。

補正予算に関する説明書3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

款13. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目3. 衛生費国庫補助金、節1. 保健衛生費補助金の上段、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金28,524千円は、ワクチン接種の体制を整えるための補助金となっております。

すぐ下段、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金7,524千円は、ワクチンの集団接種に従事していただく医療機関へ支払う財源となっております。

新型コロナウイルスワクチンの接種に必要な経費は国費で賄うこととなっておりますので、同額を歳出予算に計上しております。

それでは、歳出予算に移ります。4ページをお願いいたします。

4ページの款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目2. 予防費、節7. 報償費の謝金3,078千円は、集団接種に来ていただいている方で、町が直接雇用をしている医療従事者への謝金となっております。

節11. 役務費の通信運搬費3,918千円は、大勢の方が一斉に問い合わせをし、コールセンターが不通となることを防止するための電話回線の増設に伴う経費及び電話料金等の予算となっております。

節12. 委託料のコールセンター等運營業務委託料4,000千円は、コールセンターの回線を増設して対応するとなると、現在の庁舎内の会議室では手狭なため、コールセンターを庁舎内に増設する予算となっております。

2段目、新型コロナウイルスワクチン集団接種業務委託料7,524千円は、集団接種に協力をいただいている町内の医療機関へ支払う委託料の予算となっております。

3段目、新型コロナウイルスワクチン接種事業相談窓口業務委託料10,678千円は、64歳以下のワクチン接種を実施するとなると、ワクチン接種対象者が大幅に増えることとなります。そのため、人員を増員してスムーズな対応ができるような人的体制を整えるための予算となっております。

ります。

以上で議案第30号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第3号）の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

続きまして、私のほうから議案第31号 副町長の選任に関する議案について説明申し上げます。

先ほど申しましたように、氏名は財津勝記、生年月日、昭和33年3月19日、63歳になります。

中心市街地活性化事業、再開発事業に資する人材を求めておりました。独立行政法人都市再生機構UR都市機構のほうから都市再生業務部長の経験のある方をお願いさせていただいたところでございます。

財津氏は、独立行政法人都市再生機構九州支社に配属され、都市再生業務部市街地整備チームリーダー、業務推進チームリーダー、都市再生業務部次長、都市再生業務部部長と歴任をされまして、現在、独立行政法人都市再生機構UR都市機構の関連会社URリンケージ常務取締役九州支社長でございます。

中心市街地のまちづくりに関しまして、住宅行政政策、またUR都市機構はまちづくり全体についてもまちづくりの行政として専門部署として力を発揮しておりまして、様々な面で今、これまでの雇用促進住宅はじめ、鳥栖にもございますけれども、力を発揮されておられる団体であります。

そうしたところから、今回、上峰町の中心市街地活性化再生事業のためにも力を注いでほしいということで考えてございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に進みます。

日程第2 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第2. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、6番原田希君よりお願いいたします。

○6番（原田 希君）

皆さんおはようございます。6番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、これより一般質問を始めさせていただきます。

今回大きく質問事項としては3点上げさせていただいております。

まず1つ目に、中心市街地活性化事業についてということで、先日も全員の議員さんが質問をされております。私も毎回、この中心市街地については、進捗と今後のスケジュールということで質問させていただいております。

今回、進捗としては合同会社が設立をれたということで、昨日のやり取りを聞かせていただきながら思ったところがございますが、毎回思うのは、もう少し踏み込んだ進捗が聞けないものかというふうに思いながら聞いておりますが、これもなかなか難しいということで、一方では理解をしておりますが、昨日よりもうちょっと進んだ進捗というのが聞ければなどというふうに思っていますので、同じような内容になるかも分かりませんが、質問をさせていただきたいというふうに思っております。

大きく2点目、新型コロナウイルス対策についてということで、要旨としては、ワクチン接種の進捗と今後のスケジュールはということで、これも先日の一般質問でほとんどの同僚議員の皆さんが質問されておりますので、ほぼほぼ理解はしたところがございます。

ただ、私自身、まだ実際にこのワクチン接種までの流れといいますか、それを体験していないものですから、ちょっと簡単な基本的な流れというのを質問させていただけたらなというふうに思っております。

それから、大きく3つ目、道路整備についてということで、要旨としては、小学校グラウンド東側の未舗装道路について、地区より要望が出ていたと思うが進捗はということでございます。これも以前から大雨のときにグラウンドから水が流れ出てきたりして、そもそも路面が舗装されていないと、さらにそこに水がたまって、なかなか生活道路としては危ないじゃないかというような地区の御意見もあったかと思いますが、要望が出されて、その後何かしら進んだものかどうかというのをお尋ねできればというふうに思っております。

以上、大きく3点、よろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、現在の進捗と今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。原田議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいです。

官民共同事業体となる合同会社つばきまちづくりプロジェクトは、本年4月23日に登記、

設立されました。今後は、この合同会社つばきまちづくりプロジェクトが中心市街地活性化事業を牽引していく事業体となります。

現段階では、組成後の内部規律を確立しつつ、予定されているプロジェクトの資金調達を図るため、金融機関等の感触を探っております。

上峰町も出資している一構成員ではございますが、会社組織のあり方といたしまして、今後のスケジュールに関しましては、事業を牽引していく合同会社つばきまちづくりプロジェクトから発出されると思われま

す。進めていくべきタスクについても、共有されております。発信の在り方としては、合同会社つばきまちづくりプロジェクトより発出された情報について、町としても発信できるものと考えております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

昨日もそういった答弁で、合同会社から様々決定したことが発出されてから、町としては、それを皆さんに共有できるということかというふうに思っております。なかなかそういう流れになっているので、質問も難しいんですが、以前、この関連といたしますか、ここの中心市街地の質問の中で、土地は譲渡されて、建物が残っています。その建物自体は町のままで土地を渡した。じゃ、もう早く解体したらみたいなのやり取りをさせていただいたと思うんですが、そのときにたしか、やり方としても、幾つか合同会社のほうでやっていただく、もしくは町がやる。そのやり方プラス、それに係る資金の調達のやり方も幾つかあるというようなお話をたしかやり取りをさせていただいたかと思

います。今回、別のといたしますか、議案の中でも28号で出ておりますが、それを見ると、今ある建物に関しては、そのときのやり取りを振り返ると、合同会社のほうに渡して、合同会社のほうで解体をされるというふうな理解をしますが、その辺り、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今、上物と、いわゆる底地に関しては別の所有者という形でございますので、議員の認識というのは、そのとおりでございます。

実際にそのやり方というのは幾つかございますというようなことを以前に申し上げた経緯もあったかというふうに思っております。

整理が必要なところも幾つかございますけれども、今回上げている議案に関しましては、今後、いろいろなやり方を考える上で、一番それを最大公約数的に捉えられるやり方なんではないのかなというふうに考えているところです。

ひとつのやり方の議論といたしまして、まずはその合同会社自体がプロジェクトファイナンスの一環として、今行政財産である建物を取り壊すという手法というのをまず検討したらどうだろうかということが立脚にございます。

この場合、その解体費そのものをプロジェクトファイナンスとして、金融機関だったり、投資機関こういったものが評価するという形になるんですけども、それで行政財産を解体するに当たりまして、町と合同会社のほうで何らかの形でそれを行為を起こすということが可能かというふうには思われております。

その際、地方自治法の96条第2項第10号によりまして、いわゆる借地権というものを放棄することによって、そこが借地権を前提とした建物という形になりますので、そのこのところの前提をなくすことができ、それで解体に着手できるというような考え方が一つございます。

それと、また別の考えといたしましては、町そのものが解体事業を行うという考え方も他方ございます。建物の所有者として町が解体の発注をして行うということも、それは今議論することではなくて、まずはプロジェクトファイナンスという形で取り組んで、その後解体、それで二の矢、三の矢という形で考えるべき考え方かなというふうに考えております。

また、その中間案といたしましては、町が一定の負担を行って、何らかの形で拠出をして、合同会社が解体を行うというやり方も考えられるかと思えます。

計画中のファイナンスにより賄うことができれば、特段問題というのは生じないというふうには思っておりますけれども、例えば、ファイナンスの状況に応じて、何らかの負担を検討する必要というのが生じる可能性というものもないわけではないというふうに思っております。

例えば、その場合は、折半するとか、あるいは出資割合だったり、意思決定割合であったりで負担を決めてはどうかとか、あるいはそのリスク割合で負担してはどうかとか、あとは合同会社へ資金を貸し付けるとかいうような方法も幾つか選択肢があるということでございます。

ですので、ちょっと大きく3つ分けたところでお話し申し上げましたけれども、そういった中でも、まず初めに検討してみるべきところというのは、合同会社自体がそのファイナンスによって、まずは調達できれば、それが一番町にとってはいいやり方なんではないのかなということを思って、まずはこの手法を検討するに当たって、借地権を放棄するという手法を入れたというところがございます。これで借地権がなくなることによって、解体に着手ができるという形にはなってくるだろうというふうに考えておりますので、そういった御説明になるかというふうに思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

今答弁をいただきまして、大きく3つほどの説明をいただきました。単純にちょっと今答弁を聞くまでは、合同会社のほうにやってもらおうと。昨日のやり取りを聞きながら、金融機関の感触を探っているということでしたので、まずはあそこを壊すんだろうなというところから、もう合同会社がやるということが決まって、今、その資金の部分の感触を探っている

んだろうなというふうにちょっと想像をしていたんですが、そうなれば、解体に関しての町の持ち出しはゼロだなと思っていたんですが、今のところ、まだ分からないということでしょうか、再度お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

プロジェクトファイナンスで一旦検討してもらおうということに関しては、そこはもう俎上に上がっているという状況でございますけれども、これは貸し手のほうの判断というのも当然必要になってまいります。ですので、そういった意味ではまだ決定はしないということになります。ですので、そこを幅広に捉えられる選択肢として今回のような議案を提案させていただいているという状況ということで御理解いただければ幸いです。

○6番（原田 希君）

その点につきましては了解いたしました。

昨日からの説明と同じように進捗の説明の中で、今ちょっと内部規律の調整と、それから、プロジェクトの資金調達の感触を探っているということでございました。たしかというか、今までというか、今質問のやり取りをさせてもらうまでは、解体に関しての金融機関の感触かと思ったんですが、ちょっと今日、冒頭の答弁でプロジェクトの資金調達の感触という言葉が出たもので、そこについてなんですけど、今回、イメージとしては、13の機能——まだ確定はしていないと思いますが、13の機能を備えた市街地の開発というイメージですね。これが今までの説明からすると、一遍にできるというわけではなくて、それぞれのプロジェクトごとに分かれて、要は多分、これでいくと、13のプロジェクトが13個それぞれに動き出すと。完成したものからオープンといいますか、オープンされていくんだろうなというイメージなんですけれども、その資金の調達の感触という部分で、今現在はそれぞれのプロジェクト、まだイメージなんで確定していないんですけど——に対する、その金融機関の感触というのを探られているのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

おおむね議員の御推察の範疇かなというところでございます。ちょっといろいろなところで、お話を伺ったりとか、感触を得たりというところではあるんですけれども、そもそも解体除去、そして設計開発、建屋建築、そして運営維持管理、こういった一連の工程というのが予想されるかというふうに思っております。そこで、プロジェクトファイナンスとしての金融機関等の融資判断に組み込めるかどうかというところをちょっとまず見極めが必要かなというふうに思っております。

解体だけということになると、収益という判断からすると、ちょっと金融機関としてはなかなか判断は難しくなってしまうのかなというところもございましたので、その先にある運営収益などと一つのパッケージということで与信判断がつくという可能性というのはいわけてはないだろうというふうに考えております。

そこで、もしそういう手法が通れば、町費としてもかなり軽減が効くのではないのかなというところもちょっとございましたので、ここを考えない手はないだろうということで今動いているところです。

そういったところの状況といいたいまいしょうか、そういったもの、あるいはまた、確実にこの事業計画とか、いわゆる損益計算みたいな形でのパッケージがちょっとあるわけではないんですけども、その手前の段階として、こういう事業に取り組んでいます。で、一応の座組であったり、こういう形で考えていますというようなことを金融機関さんのほうにお話することによって、そこで金融機関さんの反応であったり、そういったものを今確認している状況でございます。そういう形で御理解をいただければというふうに思っております。

○6番（原田 希君）

まだ現時点では金融機関さんの反応を探っている途中だと思うんですが、今の段階で、例えば、いや、これはちょっと無理やろみたいな感触が悪い、そういう部分がもしあれば、よければ全体的な感触をお知らせいただければと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大小の金融機関、当たらせていただいておりますけれども、そこでの多くの反応というのは、やはり行政がある程度ガバナンスが効くようなL A B V方式ということで、行政が一定程度関与しているということで、信用力に関しては金融機関のほうも評価をしていただいているというふうに考えております。

また、多くの金融機関さんの中では、支店に持ち込んだりとか、九州管轄であったりというところも結構あるんですけども、本社のほうにちょっと持ち帰らせてくださいとか、そういうふうな反応というのはあっているような状況でございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

分かりました。

今回設定されている機能のイメージですけど、これがほぼほぼできてくるんじゃないかなという期待をしております。

今のところ、この中心市街地に関しては、例えば、この議場でのやり取りにしても、町長、もしくは創生室長ということで、お二人と我々がやり取りさせていただいているんですが、この機能のイメージを見ると、やっぱりいろんな課に関わってくる、もしこれが全部できたとしたら。

例えば、以前も質問させていただいたんですけど、運動施設とか体育館、武道館、プールであれば、教育委員会のほうに、それから、スタジオとか、そういったことになれば、生涯学習課、こういう健康増進施設であれば健康福祉課とか、そういった今後、これが進むにつれて、それぞれの所管課が関わらなければいけないというような状況が出てくると思います

が、実際、合同会社でいろんなプロジェクト、それぞれのプロジェクトを進めていく上で、そこに例えば、会議の中に所管課の課長さんが入るとか、そういったことは今後あるんでしょうか。もしくは、今のいろんな協議の中で担当課が入って一緒に協議をするとか、そういうことがあるかどうかをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現在のところ、あるいは直近の状況からすると、各課に何かをお手を煩わされるというようなことは、今のところはちょっと検討してございません。ただ、この先々、ひょっとしたらそういう機会が来るのかもしれませんが、ちょっと今のところは、そういった想定はしていないといったところでございます。

ただ、現実的にちょっと今後設計とかいろいろ起こしていく上においては、一例を挙げますと、例えば、保健センター機能なんていうのがちょっとあったりしていますので、そういったところでのスペックの詳細だったり、そういったものに関してのヒアリングとか、そういったものは行う可能性はあり得るというふうに思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

これらの様々な機能というのを、公共施設部分で今ちょっとお話しさせていただいてますけれども、具体的に進んで形になっていく中で、私が心配するといいますか、以前もこう質問させていただいたんですけれども、今ある町が公共施設と似たようなものができた場合に、現在の施設をどうするかという話、もしくは、そことの連携、そういったことを今後考えていかないといけないというふうに思っています。

今、新しいものができるというところばかりちょっと注目が行ってしまいうんですけれども、やっぱりそれができて、今あるものといかに連携させていくか、もしくはもうなくしてしまうのか、そういう議論もやっぱり同時に各関係のある課で始めていかないと、できてしまって、にぎわいができたというところは、あそこは何か寂しくなったねみたいな話になってもいけませんので、やっぱりそこは同時進行で進めていかなければいけないというふうに思っています。

そのためにはやっぱり中に会議に入るとかじゃなくしても、もう我々とか住民の皆さんにもきちっと情報の共有はお願いしたいんですけど、役場の中でのそういった情報共有というのもしっかりやっていただきたいというふうに思っていますので、そのあたりちょっと答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

御指摘ありがとうございます。確かに今あるものをどうするかというのは非常に大事な視点かなというふうにも思います。いろいろ考え方もあるかと思しますので、各課の考え方も当然重複、機能がある場合には、そういうところがありましょし、おっしゃられるように、

例えば、機能を分解したりとか、ターゲットを分けたりとか、そういうふうな考え方もそこそこの課でいろいろな考えをお持ちかと思しますので、そういった有用な意見に関しましては、いろいろ聴取の機会を設けさせていただければというふうに思っております。ありがとうございます。

○6番（原田 希君）

ぜひ役場の中での情報共有、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

昨日もありました情報共有、情報発信については、先ほども答弁いただきましたけれども、合同会社から発信されたものは、町でもできるということで、これはぜひやっていただきたいと思えますし、これも以前から、例えば、広報紙を使って、ちょこっとでも特集を組んだらどうかというようなお話もさせていただいています。非常に関心が高い事業だということは、もう皆さん十分御案内のとおりだと思いますので、加えてその町民の皆さんに対する情報発信、また、議会との情報共有、これをしっかりやっていただきたいというふうに思っていますので、その点について、町長からも一言お願いします。

○町長（武廣勇平君）

PRについては、議員御指摘のように、非常に重要なことだと思っております。より複雑な分野なだけに、できるだけ分かりやすく、メリット、デメリットをしっかりと伝えていきながら、判断をしていくためにも、町民の皆様に理解をしていただく必要があるということと言えますと、まず、広報紙はもちろんですが、新聞、雑誌、こうしたところにしっかりと発出をしながら、この取組のポイントとなるところをしっかりと示していきたい。これは過去に倍して行っていきたいというふうに思っております。

そうすることで、問題点が議論の俎上に上がり、それについてしっかり説明をしていける環境が整うと考えておりますので、PR予算をしっかりとっていきたいと考えてございます。

○6番（原田 希君）

ぜひしっかりとやっていただくようお願いをして、この項目については、これで終わりたいと思います。

次、お願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、新型コロナウイルス対策について、質問要旨、ワクチン接種の進捗と今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。

原田議員の質問事項2、新型コロナウイルス対策について、要旨1、ワクチン接種の進捗と今後のスケジュールはについて答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の御質問をいただいておりますので、同様の答弁となりますことを御了承ください。

新型コロナウイルスワクチン接種については、3月31日から65歳以上の対象者2,603人に接種券を送付しました。4月1日から予約受付を開始し、5月31日現在で1,978人、76.0%の方が予約を完了しております。

接種に関しましては、4月19日から医療従事者への接種、4月27日から町民センターでの集団接種、5月7日から高齢者施設での接種、5月15日から医療機関での個別接種を開始しました。

6月6日現在で1回目の接種をした方が1,125人、43.2%、2回目の接種が完了した方が188人、7.2%となっております。

医療機関と連携しながら、7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種が実施できるよう進めてまいります。

今後のスケジュールにつきましては、6月末から60歳から64歳の方、64歳以下の障害をお持ちの方へ、接種券の送付をし、7月上旬から予約の受付をしたいと考えております。

接種の流れについて御説明を申し上げます。

集団接種についてですが、まず一番最初に受付をいたします。接種券を持参されているか、また、名前や住所の確認等を行います。

2番目に問診となります。看護師や保健師によるその日の健康状態を確認をいたします。また、予診票の記載漏れがないか等も確認をいたします。

3番目に予診になります。医師による健康状態の診察を行います。

それから、4番目が接種になります。集団接種については、看護師による接種を行っております。

5番目に、接種が完了しました後、2回目の接種の予約をいたします。

それから、6番目に、接種済証の交付、打ったワクチン接種の種類等についての接種済証の交付をいたします。

7番目になりますが、こちらについて、経過観察を行います。個人によって差がありますが、15分から30分程度、看護師が観察を行います。

その後、終了となりまして、流れの時間帯としましては、お一人早くて30分程度から45分程度ということで接種が完了することとなっております。

医療機関においては、予診、接種を医師の先生が行われる場合がございます。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

流れについての御説明をいただきました。ありがとうございます。

予約の取り方についてなんですけど、昨日、同僚議員さんのほうから近隣の自治体さんの

状況を踏まえて、上峰町の場合は電話でしっかりとやっていただいているというふうなお話もありましたが、予約に関しては、もう電話のみということでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

予約の取り方についてでございますが、現在、調整等が入りまして、電話での対応が主となっておりますが、今後は60歳から64歳の方、それから、障害をお持ちの方につきましては、LINEでの予約、それから、Webでの予約も受付をしたいと考えております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

今後、そういったWeb、LINE等での対応をしていただけるということで、ちょっと安心をしました。

今の時点では65歳以上の御高齢の方が対象なので、どちらかというとなんかやっぱり電話のほうが確実かなという気がします。今後また、世代がだんだん若くなっていくにつれて、平日の日中に電話をする、そういった時間が取れないというのは当然ありますし、そういう場合にはやっぱりWebとか、そういうLINE等を使っていただきたいなという御質問をしたかたんですが、今後、そういう対応を考えていらっしゃるということで安心をしたところでございます。

昨日もずっとこのコロナワクチンに関してはやり取りがあってました。朝出るときに、ちょっとテレビを見ていたら、佐賀県が65歳以上、1回目の接種率が全国1位ということで、これはもう御案内のとおりだと思いますが、中でも、接種率が高い自治体に関しては、予約のやり方でワクチンを待たずに、いつ入ってくるか分からないで、とにかく予約を入れていくというようなやり方をされているという自治体もあるようでございますが、このやり方に関して、上峰町としてはどういうふうに思われるか、お願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

予約のやり方と、そのワクチンとの関係ということでございますが、当町に関しましては、今、195バイアルの入ったワクチンが6箱届いております。現在保管をしまして、人数としましては、7,020回分の方がワクチンの接種ができる体制をとっております。

ワクチンにつきましては、使用期限というのが定められておりまして、長い期間が保管できないようになっております。今、当町で保管しているワクチンに関して、早いものでは8月末の期限ですとか、9月末ということで、その期限を見ながら、ワクチンを国に申請することが状況として確認しないといけないところになっております。

接種の人数を見ながら、国にはワクチンの供給の配分を行っている状況でございます。

国からは、希望する国民全員に供給できるワクチンはあるということで、町が申請をすれば、ワクチンは供給されるという流れになっておりますので、うちの接種回数、接種人数に応じてワクチンの申請をし、それで予約の状況を見ながら予約をとっていきたいということ

で考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

分かりました。

昨日もありました今後のスケジュールですね、6月末から64歳から60歳ということで、障害をお持ちの方に対して6月末から接種券の発送で、7月上旬に接種ということで、以降が7月に一斉に券を発送ということで、昨日、たしか説明があったと思います。

一斉に発送して、世代ごとに協議しながら進めていかれるということでした。これについて、今、65歳以上、次が64歳から60歳という、この進め方を見ると、世代、一遍に発送はするけど、やっぱり年齢の高い世代からずっと接種を開始されていくものなのかなというふうに思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

今後の接種についての、接種の順位の御質問だったかと思いますが、基本的には、接種券を発送した後は、世代別に受付期間を設けて、それで進めていきたいと考えておりますが、昨日からも少し申し上げましたように、エッセンシャルワーカー、それから、若い世代の方たちをどう接触をしていくかについては、今、協議を進めておりまして、世代別の中に、また別の枠のエッセンシャルワーカーの方たちが同時に入ってくるということも考えられます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

世代別でということで、了解いたしました。

個別の場合、例えば、町内にも病院がありますけれども、そこに行かれると思うんですけども、かかりつけが町外の病院だという方は、そこでも大丈夫なんでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

個別接種の場合のかかりつけ医との関係でございしますが、例えば、上峰町に住所のある方が、ほかの市町がかかりつけ医がいらっしゃるとする場合は、町外のかかりつけ医で接種をすることができます。

反対に、上峰町に住所のない方、ほかの市町に住所のある方が上峰町の医療機関がかかりつけであるといった場合には、町外の方も上峰町で接種を受けられるという状況になってございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

ありがとうございます。今回ちょっと基本的なそういった流れということで御質問させていただきました。私も当然、ちょっと分からない部分が多かったので、大変参考になったと

思いますし、また、昨日、現在の接種率、それから、あと受けられていない方の話も少し出たかと思いますが、今後周知のためにチラシを全戸配布されるということでございました。こういった内容なのかなと気になるので、そこをちょっと教えていただきたいんですけど、今言ったような、多分、何て言うんでしょう、基本的なこともよく分からない。私も分からなかったんです。そういったこともぜひよければ、何か載っていると、今後、案内が来たときの問い合わせとかもある程度スムーズに行くのかなというふうに思いましたし、今後、若い年代、私たちの子供たちへの接種とかも始まってくると思いますので、そういった不安の解消にもなればというふうに思っていますので、ぜひ、こういったチラシを配布されるのか。

また、基本的なことやけんみんな分かるうもんみたいなこともぜひちょっと入れていただいたらなというふうに思っていますので、そこら辺の答弁をお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

今現在、全戸配布を予定しております折り込みの内容ですが、先ほど議員さんおっしゃいましたように、やはり分かりやすい内容をお伝えするのが一番かと思っております。やはり一番関心がおありなのは、自分たちがいつできるのかというところが一番住民の皆様、関心がおありですので、そこについては、具体的に日時等がお示しできたらと思います。

それから、接種の内容についても、先ほど御説明しました内容等もお知らせをしていきたいと思っております。

また、今後ですが、接種を希望しているけれども、予約ができていない方、それから、今は打たないと考えているけれども、今後打ちたいと思ったときに、打つことができるのかということについても、若干お問い合わせ等もあっておりますので、その辺についてもお知らせをしたいと考えております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

ぜひ分かりやすい形で皆さんの不安を解消できるような取組をお願いしたいと思っております。

もう本当に昨日から同僚議員の皆さんも言われておりました大変な事業だと思います。役場の職員の皆さん、そして医療関係の皆さん、関わるスタッフの皆さん、本当に大変だなと思いつつも、頑張ってくださいと言うしかないのかなと思いつつ見せていただいております。本当にお疲れさまです。

これでこの質問を終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、道路整備について、質問要旨、小学校グラウンド東側の未舗装道路について、地区より要望が出ていたと思うが、進捗は。執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

皆様おはようございます。私のほうからは、原田議員の質問事項3、道路整備について、質問要旨1、小学校グラウンド東側の未舗装道路について、地区より要望が出ていたと思うが、進捗はという御質問に対しお答えいたします。

当該箇所につきましては、法定外公共物の里道となっておりますが、幅員が狭小で袋小路になっており、町道認定の基準に合致しない道路となっております。

地区からの要望後、区長及び関係人と現地調査などを行いました。現段階においては、舗装工事の予定がないため、上峰町生活道路舗装規則による舗装工事の補助制度があることをお伝えしているところでございます。

御質問の里道以外にも生活道路である未舗装の私道を舗装化したいなどの要望がありましたので、受益者の負担軽減により、自主的な舗装工事を促進するため、補助率の見直しなどを行い、都度補助制度の御案内をしているところでございます。

以上、原田議員の質問答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

今、説明をいただきました。大まかなこの件については、私もざっくりとですけれども、把握をしているつもりでございます。なかなかやっぱり住民の皆さん困っておられるので、もうここは引き続き様々、地区のほうにアドバイスいただきながら、実現できるように、そういった協力をぜひお願いしたいということで、もうこの件については、これで終わらせていただきます。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

5番田中静雄君お願いします。

○5番（田中静雄君）

おはようございます。5番の田中静雄でございます。

質問事項を言う前に1つ。今、コロナ対策で健康福祉課を先頭に、多くの職員の方々の支えがあってワクチンの注射が進んでおりますが、職員の方々に対しては、帰りも相当遅くなっているということも聞き及んでおります。本当に御苦労さまでございます。感謝しております。まだまだこれから闘いが続くと思っておりますけれども、最後まで頑張りたいと思っております。

では、早速ですが、通告書に従って読み上げていきます。大きく分けて2つの質問を上げています。

まず1点が、中心市街地の開発について、要旨1として、開発に向けての現在の進行状況はということをお願いいたします。これは昨日から今まで、全ての議員の方々が質問されておりますけれども、特に変わった質問、同じような質問になるかと思っておりますけれども、よ

ろしくお願ひしたいと思っております。

それから、質問事項2番として、水害対策について、質問要旨1番、上峰町内の南部、江迎地区、前牟田地区、その地区の被害が懸念されております。そこで対策は進んでいるのかということでお伺いをいたしたいと思ひます。

道路冠水は、上峰町至るところで道路冠水が毎年あります。一部には、道路のかさ上げ等で進んでいると思ひますけれども、全体から言えば、まだまだ改善されていないということで、この対策についてどのように考えておられるのか、進んでいるのか、この辺をお伺ひしたいと思ひます。

2番目に、切通川、堤防越水対策はということでお願ひをいたします。

昨年も切通川の井手口地区のほうで堤防の決壊がありました。特に最近は、線状降水帯にはまってしまうと、大変な水害がやってきます。発生するおそれがあります。この線状降水帯というのがどこで発生するか分からない。上峰町、この辺の周辺で3日、4日と続いた場合には、相当な被害がやってくると思ひます。

そこで、上峰町には、井柳川、それから、切通川、いろんな1級河川がありますけれども、その中でもこの切通川のしゅんせつ工事、この辺はいつ頃になるのか。

今、中津隈のほうから北のほうに向かって、これからしゅんせつがされていくと思ひますけれども、中には部分的にやられるところもあると思ひますが、いつ頃しゅんせつとかがされていくのか。県のほうにもいろんな要望をされていると思ひますが、この対策についてお伺いをいたします。

次、3番目、外記のため池下流の水害を防止するための対策は進んでいるのか、お伺いをいたします。

これは、行政の方々も一村会との間でいろんな意見交換の場が持たれていると思ひますが、もうそろそろどうでしょうか。こういうような対策をやりたいと、決まっていなくても、いろんな方法が浮かび上がっていると思ひます。この辺をどうするのか。

いつも外記のため池からの越水してくる水というのが、役場周辺まで来て、役場の北側、それから、その三樹病院の明日葉、あの辺の北側にももちろん冠水をいたします。中学校の東側の道路、あの辺も冠水をしてしまいます。

そこで、これはもう相当前からの課題であります。その対策は進んでいるのか、お伺いをいたします。

以上、大きく分けて3点でございます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、中心市街地開発について、質問要旨、開発に向けての現在の進行状況は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、中心市街地開発、要旨1に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることを、まずもって御容赦お願いします。

官民共同事業体となる合同会社つばきまちづくりプロジェクトは、本年4月23日に登記、設立されました。今後は、この合同会社つばきまちづくりプロジェクトが、中心市街地活性化事業を牽引していく事業体となります。

現段階では、組成後の内部規律を確立しつつ、予定されているプロジェクトの資金調達を図るため、金融機関等の感触を探っています。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

今の河上室長さんの答弁で、私が後期高齢者ですから、ゆっくりと大きな声で答弁をされました。ありがとうございます。これからもお願いいたします。

この項目については、町民の最大の関心事でありますので、今まで同僚議員がずっと質問されていきましたけれども、私が外すわけにはいかないです。

まず、11日の日に全員協議会で現在の進行状況といいますかね、その辺の説明がございました。それで、その辺はよく分かりますけれども、私はもうちょっと進んでおるんじゃないだろうかなということも思っておりましたけれども、本当にその進行が予定どおり進んでいると思われますか、どうでしょうか。

私は着々と進んでいるということを知ることがありますので、もうちょっと進んでおるんじゃないかなと思っておりましたけれども、予定としてはどうでしょうか、その辺の感覚をお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

予定というのに関してなんですけれども、その予定というものを今、つくり上げていっている最中なんです。ですので、全てどうにか、どうかと言われていると、その予定どおりに行くためのものを今つくっているという状況だというふうに御理解いただければいいかと思えます。

それで、進んでいる具合がどうかということに関して言えば、着実に進んではいるというふうには感じております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

もともとスケジュール的なものが公表されていなかったもので、予定どおり進んでいるかどうかというのも評価しにくいところだろうと私は思っております。どうもありがとうございました。

それでは、個々にちょっとお聞きしたいと思えます。

開発についての情報発信は、これから合同会社で行っていくということでございますけれども、行政のほうからの情報発信というのはないのかどうかね。やってもらいたいと思えますけれども、合同会社を差し置いて、上峰町が単独で情報発信するわけにはいかないやろし、いろんな守秘義務というのがありますから、その辺は分かりますけれども、行政からの情報発信というのはどういう形で行われるのでしょうかね、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに合同会社のほうが中心になって、まず先行的に情報発信するのは合同会社の役割だろうというのは一義的にはあるだろうと思っています。

その合同会社が発出する内容、あるいは合同会社が発出した内容、こういったものに関しては、町が二次情報と言いましょか、合同会社と同タイミングか、あるいは合同会社に追従して発信していくということはやろうと思っています。ですので、町のほうとしても、そういう情報発信に関しては、合同会社の一員ですので、そういう手法を取ったほうが会社の組織体制としてはいいんではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

このイオン跡地の開発については、立場上、町民の方からどうなっていますか、どうなりよるねということ、それから、上峰町外の方からもどうなりよとねということをお聞かせいただけますけれども、ちょっと答えようが今のところはありません。

それで、もちろん合同会社から情報を発信して、行政としても二次的な、要はどう言ったらいいですかね、補足的なことの説明ももちろんやってもらいたいと、これはあります。そうしないと、議会から何か遠くに離れていったような感覚になるおそれがあるんじゃないかと思しますので、その辺は行政からも、よく町民向け、議会向けに情報発信のお願いをしたいと思えます。

それで11日の日に全員協議会で説明がありましたけれども、この中の合同会社の概要の中で、業務執行社員という項目があります。これが6名の方で構成されるということなんですかね。それで、いろんな事業所の代表者だろうと思えますけれども、その中に、もちろん上峰町も入っている。だから、業務執行社員というのは、上峰町で言えば、室長が行かれるんですか、その辺が、誰かほかにもまた指名をされるわけですかね、どうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まず、業務執行社員とは何ぞやというところからかというふうに思っております。簡単に言いますと、合同会社内におけます業務執行権を持った社員のことで、それを業務執行社員といいます。

いわゆる会社法という法律がございます。その中で一応決められている役割にはなってくるんですが、株式会社の場合は、出資者である株主と、業務を執行する経営者というのが

分離しているんですね。分かれています。ですが、合同会社では、いわゆる出資者と言われ社員と経営者というのは同じなんです。そこにちょっと違いがあるということです。そこは持ち分会社と言われるところのゆえんというところになっております。

出資者が複数、今回のような場合、社員が複数いる場合というのは、その複数存在する社員の中から、教務執行社員を選任することが可能です。それを一応定款とかで定めてできることになっております。

複数の社員が多く存在しておりますと、意思決定などで若干混乱を招くおそれというものはないわけではないです。そういったものを防ぐために、合同会社では、社員、業務執行社員、それと代表社員というように3つのカテゴリーに分けることができるというふうになっております。

それで、一応業務執行社員は、お手元の資料を御覧いただくと分かるんですけども、法人名になっています。ですので、法人のまま業務執行社員になっているという状況です。

ただ、会議とかに出る場合は、法人で出ると言っても、じゃ誰が出るんだという話になりますので、法人の中で、その業務執行社員たる役割の者を選任して、そこから会議体とかに出ていくというような形をとっております。

上峰町の場合は、今、私のほうが出席しているという状況にはなっておりますので、そういう状況にあるというところで御理解ちょうだいできればというふうに思っております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

業務執行社員というのはどういうものかというのは、今説明がありましたけれども、通常の社員ではないようでございます。だから、私はその辺までは知りませんでしたので、今、質問に上げたんですけども、説明を聞いたときに、私が思ったのが、上峰町から1人出ていきますけれども、上峰町の職員でありながら、その合同会社の社員になっていいのかなあ。労働基準法にちょっと反することにならないのかなあと思ったので質問したわけですけども、ちょっと考えたら社員ですからね、社員ですから、私は業務内容というのは、ないから中身のことはよく分かりませんでしたから今質問したんですけども、ということは、労働基準法にも違反しないと、何の問題もないということなんでしょうかね、それでいいですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

結論から申し上げますと、法的には何ら問題ないというふうに考えております。

労働基準法自体は、労働者が労働していく上において、最低限の水準を定めたものが労働基準法という形になっておりますので、むしろ、私どもが当初この形でやる際に検討したのは、ひょっとしたらほかの方でもそういう疑問をお持ちかもしれないので、ちょっとこの場を借りて御説明しておいたほうがいいのかというふうには思いますが、地方公務員法と

の絡みなのではないのかなというふうに思っております。

このかいに関しては、十分協議をしたんですけども、まず、抵触されるだろうと思われるのが、地方公務員法の中に2つございます。1つは、職務に専念する義務、いわゆる職務専念義務と言われるものです。もう一つが、営利企業への従事等の制限、この2つですね。地方公務員法で言うところの35条、38条という形になるのかなというふうに思っております。

これをちょっといろいろ、私ども様々な角度から検討したり、有識者、あるいは佐賀県であったり、そういう官庁のほうにも問い合わせをいたしました。こういったことを踏まえますと、会社側からはまず無報酬であること、条件としてですね。無報酬でない場合は、給与との調整が必要になるということになります。

それと、営利企業等への従事制限許可を任命権者が行うこと、これは既に許可を得ています。

それと、職務専念義務免除、これに関してが一番あれだったんですけども、この場合については、今回の形からすると、町が持つ意思決定権限を公使する、要は町の業務というふうに解釈可能だということですので、職務専念義務免除と考えないほうがいいのかもしいかなという助言がございました。こういうのを佐賀県のほうにも確認をしているところでございます。

また、まとめますと、合同会社への業務執行社員就任ということに当たっては、営利企業への従事制限許可となりますので、任命権者の許可がまず絶対に必要ですよ。それと、役職就任する、役職と申しますか、業務執行社員に就任する一般職は、合同会社からは報酬はもらいませんという条件が必要ということ。

それと、佐賀県も同様の形で、同様というか、佐賀県は株式会社のほうにそういう形で取締役就任されている方もいらっしゃるようですので、その例も踏まえ、あと、私どものほうも顧問弁護士のほうにも確認をしようという形で今の形で行っているところなんです。

なお、先ほど申し上げました営利企業従事に関しましては、禁止ではなくて、制限という形になっておりますので、そこはちゃんと法的なクリアをしていけば問題ございませんという見解でございましたので、その全てをクリアした状況で業務に従事している旨、御理解ちょうだいできればというふうに思っております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

この問題はよく分かりました。いろんな法律的なこと、様々なことをいろんな勉強をされてやっておられるということで、これ以上質問をいたしません。

この合同会社、これからのスケジュールというのは、もちろん合同会社のほうでされるという、答弁になるかと思いますが、合同会社が設立されて、その後、もちろん上峰町も入って、代表者が集まって、これからのスケジュール的なことも含めて会合をされたと思

いますけれども、何回ぐらい今されているんでしょうかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

回数ということですが、合同会社の中の話ではありますので、ちょっとあまりつまびらかにということではないんですが、例えば、特定の曜日を定め、定期的に、かつ頻回にやっている状況でございます。ただ、今回議会ということもございましたので、今週はちょっと抜けているというような状況でございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

合同会社内でいろんなこれからの取組、合同会社オープンまでのいろんな検討をする段階では、上峰町が中心となって、もちろん進めていかれるんじゃないかなと思います。中心は合同会社の代表者が中心だろうけれども、進行上は、上峰町が発案して、こういうふうな事業をやっているという考えですので、上峰町がリーダーシップを取って進めていかれると思いますけれども、いろんな今まで、町民からの要望、議会からの意見、そういうやつを踏まえて合同会社で、会議の場で反映してもらいたいなと自分は思っています。

まだまだ当面の調整する項目というのが空白の状態、これから議論を重ねていかれると思いますけれども、この辺の進め方についても、まずは上峰町がどういう考えを持っておるかというのが大事になってくると思いますので、失敗のないようにひとつ事を進めてもらいたいと思っております。要望を兼ねてお願いします。

この項については、質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、水害対策について、質問要旨の1番、町内南部の江迎地区、前牟田地区の被害が懸念されるが、対策は進んでいるか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

田中議員の質問事項2、水害対策について、質問要旨1、町内南部の江迎地区、前牟田地区の被害が懸念されるが、対策は進んでいるかという御質問に対しお答えいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御了承ください。

まず、大字江迎地区については、碓地区の道路かさ上げを令和元年度に行い、翌年度に道路と圃場との境界を示し、冠水水位が分かるよう水位標を設置しているところでございます。

次に、前牟田地区についてですが、令和元年度に寺家一地区の道路かさ上げを行い、野間口地区においては、令和元年度及び令和2年度の2か年で道路かさ上げを行っているところ です。

町内南部地区の対策については、今年度新たに設けられた佐賀県流域治水推進事業費補助

金を活用した調査などを行い、対策を進めていくよう予定をしております。

また、短い区間の道路かさ上げで効果が得られる箇所的な対応については、引き続き地区からの要望等を加え、対策を講じていきたいと考えているところでございます。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

5番田中静雄君より質問をお願いします。

○5番（田中静雄君）

この水害対策、道路冠水の対策については、昨日も同僚議員から質問がありまして、かなり突っ込んだ話がございました。それで要は大字前牟田地区の学習棟、それから、同じようなことを言いますけれども、寺家二になりますかね、それから、下米多辺り、あの辺分かりませんが、お旅所の北側の道路、もちろん冠水します。それと、寺家二のほうの下のほうの野間口のちょっと西のほうになりますけれども、あの辺の公園も冠水することがあるというお話で、例えば、大字前牟田、学習等が避難箇所になっているけれどもということで、町民の方から言われました。けども、そこには行けないと。ところが、大水のときの避難箇所は学習等にはなっていないということなんですけれども、やっぱり避難する人は町民センターにくるより、近くの学習等があるので、学習等に行きますよね。そういうことで、そこにも行けない。救急車も道路冠水で通ることができない。これは相当昔からそういう道路冠水、前牟田地区も八枚、それから、碓地区も一緒です。いつになったら本当に住みよいまちづくりができるんだろうかと。いつまでかかるとるんじやろうかということが、つい最近、今年も梅雨時になりましたので、どうなるとるんじやろうかというお話でございます。

それで、昨日は危機管理対策監のほうから説明がありましたけれども、道路冠水で避難ができないという、その前に早目に住民の方には避難指示を出してどうのこうのというお話がございましたけれども、ここの道路が通行できなくなりそうだという判定を下す、判断する、その氾濫するというのは、どういう方法で判断して情報を流されるのかね、避難指示を出さ

れるのか、どうやって判断するのか、お伺いをいたしたいと思います。

○危機管理対策監（弥永正一君）

災害時における道路の冠水状況の把握要領という御質問だと思います。

災害時においては、情報収集として、建設課の要員が地域の偵察をする。及び水防団が、消防団ですけれども、地域のほうに展開をし、冠水箇所を把握すると、そういった情報が、情報連絡室である災害対策本部の前身である情報連絡室のほうに入りまして、そこで把握をすると、そういった流れになっております。

○5番（田中静雄君）

要は地区の住民からの情報とか、それから、消防団員の方々のいろんな活動によって情報が得られると私は思います。今までがそうだったと思いますけれども、夜中に線状降水帯の事態に入って、夕方から一晩中雨が降った場合には、夜が明けて初めて車が通れんようになったと、そういうことも往々にあるだろうと私は思います。その辺の避難指示を出すときのタイミングが、そういう場合には私は遅れると思います。できないと思っています。

そこで、過去にも私は質問しましたがけれども、鳥栖市の例を挙げました。鳥栖市はいつも毎年道路冠水する箇所、そこに4か所ぐらいだったと思いますけれども、監視カメラを設置してあるんですね。もうしてあると思います。そういう方針ですからね。それを中央でモニターを見ながら、これは危ないということで判断したら、その場で情報発信して避難指示を出すように、それと、そういう監視カメラで情報を出すことによって、二次的な災害も防止することができるということで、そういう取組をされているということで上峰町もどうですか。道路冠水するところは、もうほとんど決まっているんですね。その監視カメラの設置というのは、過去に質問したときには、そういうことは考えていませんという答弁だったんですよ。今も考えていないのかということをお伺いしたいと思います。

○危機管理対策監（弥永正一君）

道路の冠水のカメラが全く無効かと言われたら、そうではないと思いますけれども、ただ、夜間においては、監視カメラというのはなかなか見えづらい。逆に、目視で見て回ったほうが確実だといったところで、特にこの町内は広くなくて、比較的コンパクトで、そして、冠水箇所も限られているので、そこに直接行ったほうが効果的ではないかということはあると思います。

○町長（武廣勇平君）

防犯カメラと防災カメラ、あるいはプライバシーとの関係で、つけるつもりがないということよりも、防犯カメラは犯罪学で言う犯罪抑止力となるわけですがけれども、プライバシー保護との関係は以前不透明なままであります。

防犯カメラに関する法律がない現状では、町として設置ができないという状況がございました。カメラを設置している今の商店や団体などが独自にプライバシー保護のためのルール

をつくって運用しているのが世の中の実情であります。

そうした防犯カメラについて、通学路を中心に子供の安全という観点でつけることを考え、現在、そうした要綱だったか、つうたつだったか忘れてはけれども、整えまして設置をしているところでございますが、依然として町中の水害箇所とかに設置することがプライバシーとの関係で非常に線引きが難しい状況があるということは我々の理解の中にありますので、国にも法律がない現状が改められるよう整理されれば、そうしたカメラの設置についても考えていけるものだと理解をしております。

○5番（田中静雄君）

実際に現場を見て、目で確認して、そして行動をとる、それが効果的だということのお話ですけれども、やはり夜中に雨が降って、夜中もずっと行動していくんですかね、誰がするのか分かりませんが。明けてみたら道路が水浸しになっておったと、そういう状況がほとんどじゃないですか。そこはもうちょっと方法を変えて私はやってもらいたいと思います。

それと、今町長が防犯カメラのことについて言われましたけれども、プライバシーのことでどうのこうのと言われましたけれども、私が言ったのは防犯カメラじゃないんです。監視カメラなんです。防犯カメラのことについては、もう既に基山町が交通量の多い箇所について防犯カメラの設置を検討されているんです。だから、私が言っているのは監視カメラなんです。これもプライバシーのことで、どうも設置のことについてはいろいろな問題があるということなんですか、お伺いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

私が申し上げましたのは、現状として、通学路を中心にルールを整えました。その中でも地区の要望、そして地区の同意、それは監視カメラに映り込む可能性のある全ての方々の理解が必要だという前提を申し上げたところでございます。

○5番（田中静雄君）

この防犯カメラ——私は監視カメラですけれども、監視カメラのことについていろいろ問題になるのがプライバシーということで、要は地域住民の了解を得て、同意を得て、もちろんやらしてもらわなきゃいかん。だから、これから刻々と変わる雨の状況と浸水の状況が分かるように監視カメラでやっぱり把握するのが私は最善の策だと思っておりますので、何とかやらしてもらいたいということを思っています。この辺は監視カメラについては質問を終わりますけれども。

では、もう一つお伺いをいたします。

大字前牟田、それから、江迎地区には、大きなクリークがございます。そのクリークを道路冠水対策として活用できないのかどうかということを私は提案してみたいと思います。

この件については、佐賀県じゃないですけれども、筑後川流域、これに福岡県のほうでも

いっぱいのがざいます。特に自治体の名前も言いましよう。久留米市です。久留米市も、昔から洪水が発生しております。特に西日本地区の豪雨のときには大きな被害を被りました。

そこで、どういう対策を立てているのか、やろうとしているのかということ私、ちょっと新聞で読んだことが、見たことがありますけれども、クリークを調整池として活用していきたいと。だから、天気予報で若干のずれはありますけれども、かなり詳しい雨の情報が流れてきます。そこでどうするかというと、大雨がいついつから降りそうだとするときには、事前にクリークの水位を下げていく。それで、その水は筑後川に放水する、放流するという考えもあるようございます。

それとか、雨水が降ったら、自宅に雨水をためるバケツを据えつけて、その地区の内水の対策として考えているということなんですね。だから、上峰町もクリークを調整池代わりとして活用する方法も私はあると思います。だから、今のままのクリークでは、もちろん活用はできません。それでそのクリークから放水路を造って、それから、切通川とか井柳川に放水する。もちろん、天気がいい日ですよ、事前にやるわけですから。

それで、新聞を読んだところによると、水位をクリークの土手から10センチまで下げるといふことも載ってました。そして、それをやることによって、完全に冠水がなくなるかといふことは言えないと思いますけれども、大きな効果があるだろうといふことなんですね。そういう考えもあるようございます。だから、上峰町もそういうクリークを大いに活用して、ぜひ水害対策に役立ててもらいたいなと自分は思っています。

上峰町の場合は、消防の関係でどうでしょうかね、貯水槽の代用となる場所もかなりあると思いますけれども、そういうクリークを調整池として活用する方法といふのはどうでしょうか。今初めてお聞きになられると思いますけれども、そういう考えもあるといふことを聞かれてどういふ感じを持たれたんでしょうか、お願いします。

○建設課長（高島真幸君）

クリークを治水に活用できないかといふことござりますが、先にお配りしました佐賀県流域治水推進事業費補助金の資料の右下のほうを御覧ください。流域治水のイメージとしてクリークや水源の活用とございます。こちらのほうは、先ほど田中議員がおっしゃいましたクリーク水源等の事前放流により内水対策を行うものございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

このイメージ図でクリークや水田の活用といふことになっておりますけれども、要はクリークも活用していこうといふ考えでこういふことを考えられていると思いますけれども、ぜひともこれも物になるようにして救急車も通れるようにひとつ頑張ってやってもらいたいと思います。

この辺は、地区の前牟田地区、それから、江迎地区の農業をされている方々、この辺ともよく相談して、相当なお金がかかるとお思いますので、急にはできないとお思いますけれども、これからの課題として、ひとつ検討をしてもらいたい、強く要望して、この項の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、切通川、堤防越水対策は、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

田中議員の質問事項2、水害対策について、質問要旨2、切通川、堤防越水対策はという御質問に対しお答えいたします。

まず、切通川の河川改修事業の進捗状況等についてですが、現在、県道北茂安三田川線の中津隈橋の架け替えについては、おおむね完了しており、仮設の橋梁の撤去は次年度以降であります。早ければ年内に迂回路盛土が撤去される予定です。

次に、しゅんせつ工事等についてですが、こちらについては他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁になることをまずもって御了承ください。

佐賀県においては、現在、緊急しゅんせつ推進事業債を活用した管理河川の維持管理を進められており、地元自治体とも調整の上、緊急性と優先度の高い箇所をその事業計画に位置づけ、しゅんせつ工事が実施されているところでございます。

今年度の切通川のしゅんせつ工事等については、国道34号から県道北茂安三田川線までの伐木及びしゅんせつ工事を全体的に計画されており、その一部については既に着工されているところです。

以上、田中議員の質問答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

切通川の堤防が決壊をいたして、この辺、上峰町役場周辺もですけれども、かなり道路も川の状態になったことがありましたけれども、まだまだ記憶に新しいところでございます。

それで、ちょっと話が変わりますけれども、昨日も話題になりました、その役場の北側の駐車場、あれができて、その雨水の排水のことがありましたけれども、私はもし前回のような切通川の堤防が決壊したらどうなるんだろうかな。あの駐車場ができたおかげで二次的にもうちょっと被害が大きくなるんじゃないだろうかなと自分は思っております。大きくなると思います。というのは、切通川が決壊しますと、その水はどこに行くかということ、JAのほうである程度堰切った状態で、これは中村地区のほうにも流れていくと思います。それと役場の東側の県道沿いが川のように流れていく。それと西のほうにも流れていく。それが今度は、駐車場であそこ堰を止められたような状態になってくるんですね。ということは、その水がどうなのかと言ったら、もちろん県道のほうに流れていくし、その西のほう

の道路にも流れていくということになると、自然と水かさが増していくというのは、もう分かり切っているんですね。ということは、三樹病院の明日葉とか、その北側にある住宅街、今までより以上の水かさが増して、床下、床上まではいかないと思いますけれども、床下浸水になるのは今までより大きな被害を被るのじゃないかということで心配しておりますけれども、そういう心配は不要なものですかね。そういう心配というのはしたことがありますか、建設課長さん、お願いします。

○建設課長（高島真幸君）

役場北側駐車場につきましの御質問かと思えます。

役場駐車場に転用されたことによって、地つながりが変わると考えております。役場北側の道路、町道坊所線でございますが、県道が高く、三樹病院から上り坂となっております。道路かさ上げも可能かと1回検討したことがございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

水の流れが変わって被害が増大するということは、もう目に見えていると私は思っていますので、それをなくすためには、やっぱり切通川のしゅんせつを早くやってもらって、県のほうに要望してやってもらって、そして、堤防の弱いところはしっかり造り直す。石橋のところでも、もう昔のままですね。もう何十年前からで、私が小さいときからあのような状態ですよ。あそこからいつもオーバーしてくる。だから、そういう水害被害をなくすために、これからはしゅんせつ工事については、県のほうに働きかけてもらってやってもらいたいと思います。この項についての質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、外記のため池下流の水害を防止するための対策は進んでいるか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

田中議員の質問事項2、水害対策について、質問要旨3、外記のため池下流の水害を防止するための対策は進んでいるかという御質問に対しお答えいたします。

外記のため池下流域の水害防止対策につきましては、外記のため池整備事業の調査結果等を踏まえた対策を講じる必要があると考えているところであります。

現段階においては、具体的にお示しできる計画等はございませんが、対策事業の実施に当たっては、今年度、新たに設けられた佐賀県流域治水推進事業費補助金を活用した調査の実施も検討していきたいと考えているところでございます。

今後も外記のため池整備事業の所管課と情報共有及び連携を図っていきたいと考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

外記のため池の下流の水害については、今まで何回となく質問をしてきました。特に一村会の、下津毛、上坊所、下坊所、井手口もありますけれども、井手口はちょっと関係ないと思いますけれども、一村会との協議が進めてこられていると思います。

昨年の8月頃には、下津毛地区との協議というのか、懇談がされているようでございます。

上坊所、それから下坊所、この辺の地区との懇談会というのか、そういうお話し合いというのはされていますか、どうですか、お答え願いたいと思います。

○建設課長（高島真幸君）

現段階において、上坊所、下坊所地区とお話合いのほうは行っておりません。ただ、上坊所地区につきましては、下津毛地区の説明会の前だったと思いますが、生産組合長さんとお話合いを1回させていただいたところがございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

これは下津毛地区とのため池の整備事業についての懇談をしたというよりも、低水管理の必要性をこの議会でもお伝えしてきたわけですので、生産組合長、区長さん、そして、地区の農業関係の皆様方にお集まりいただいて御説明する中で、ため池整備事業について取り組んでいくという動きがあるということの説明をしたわけであります。

事業主体はまだ決まっておりません。県がやる可能性もあります。事業主体がはっきりした後には、その後説明をしっかりとしていく流れになるのかなと考えてございます。

○5番（田中静雄君）

この案件についても、相当——もう何十年にもなるんじゃないですかね。ゲリラ豪雨というのを聞くようになった、その時点からの話でずうっと今までも続いています、一部には改造もされておりますけれども、やられております。

結論としては、これから調査し、検討していくことだろうと思いますけれども、できるだけじゃなくて、早急にやってもらいたいですね——と私は思っております。

だから、今から検討するということなので、これにどうのこうのということは私は言いませんけれども、危機管理対策監にお伺いをいたします。過去の議会で、外記のため池の容量を増やすという答弁というか、お話があったと思いますけれども、容量を増やすということは、しゅんせつするということだろうと思いますけれども、そういう話をされた記憶はございませんか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

佐賀新聞の特集記事だったかと思いますが、水害対策ということでいろいろなお話をしていく中で、当時、ため池の改修という話がございまして、その時点では、ため池の改

修が具体的にどのようなになるかというのまでは承知していませんでしたけれども、基本的には、容量を増やすとかという方法で水害対策をやっていくでしょうという話をしたところでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

分かりました。私の勘違いだということを訂正いたします。新聞で多分載っていましたが、そういうことで。だから、そういう容量を増やすと、そういう発信をされたということは、要はあそこの容量を増やして、下流の水害がなくなるんだろうかなと自分ではちょっと疑問に思っています。

今、あそこの外記のため池の水位の調整というのは、こせんがありますけれども、こせんを日常——昨日の同僚議員の中では4本抜いてあったということだったですけれども、通常3本抜いてあるんですね。3本とも水が流れている状態で下流はどうなるのか、どういう状態なのかといいますと、下流は、ちょうど堤防から出てきたところはいいいんです。その先なんです。その先は側溝がありますけれども、側溝から8センチぐらいの高さまで水位が流れていっています。だから、これが3本抜いてありますけれども、このこせんが、要は障害物がたまって流れが非常に悪くなることもあります。それで、ペットボトルが流れる、材木は流れる、小枝が流れてくる、いろんなレジ袋、ああいうやつも流れてきて、こせんを塞いでしまうんですね。だけど、私もしょっちゅうじゃないですけれども、時々あそこのこせんのところのごみを取るんです。大体ほとんど、ちょっと悪いけれども、下津毛の方々のお百姓さんたちが割と取っておられる姿を見ます。だから、3本栓を開けて流れていますけれども、それが水の深さによっては、放出量というのは変わってきますけれども、それ以上、4本開けると、どっちかという、下流の水域、側溝の横、周囲というのは土ですけれども、そこがあらわれるんですね。流されてしまうんです。だから、通常はこれ以上は開けられないという感覚のようで、下津毛の方々のお話でございます。あまり必要以上に開けることはできない。要は側溝からはみ出て、川まで、その周辺まで現れてくるということなんです。

今の水位の調整は住民の方々のこせんをあけて水面を管理されてきていますけれども、あれじゃとてもじゃないけど、一雨降ったら、もういっぱいになってくる。だから、あのままではどうもならない。

そこで、私の考えでございますけれども、あの堤防の東側のほうからゲートを設けて、大雨が降りそうだというときには、あそこのゲートを幾らか上げて水を放水する、そういう方法で大きいというか、1メートルぐらいの側溝に流してもらおう。そこには、下津毛住宅地区の雨水も流れてきます。けれども、その流れる量というのは調査をしてもらって、そしてほかに堤防の東のほうからゲートを設けてやってもらいたいなど自分は思っています。

だから、一村会の方々の意見というのはどういう意見か知らんけれども、そういう意見を

お持ちの方も大勢おられると思います。だから、なかなか問題解決に至っていないので、別に放水路を設けてやってもらいたいと思いますけれども、そういう考えはございませんか、どうでしょうか。これはどうなりますかね、産業課になりますかね、お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんこんにちは。外記のため池の改修につきまして、田中議員様から東側に放流ゲートを設けて緊急排水というふうな内容でお受けしたかと思えます。昨日も申し上げたところでもございますが、緊急放流ゲートというふうなところで、緊急対策の水門のゲートを最近のため池事業では設置するところとなっております。

この使い道につきましては、大雨対策前に、もちろん事前に低水管理を行っていただくようなところもありますが、緊急放流というふうなところで、大雨前にこのゲートを使いまして放流するところがございます。

放流先につきまして、議員から東のほうからはどうかというふうな御意見もいただきました。私どもも堤防の形を見まして、東のほうから、また、西のほうの今の洪水吐きのほうから、そこのところで、調査計画のところは今やっておりますが、計画を煮詰めているところがございます。

どちらにつきましても、今の取水の放流のところが、90度に曲がっておりまして、あそこで、側溝の横を洗っている状態のところも私たちが把握しておりますので、そういったところの改修も含めまして、議員御指摘の緊急放流ゲートの設置でありますとか、そういうふうなところで計画をいたしてまいりたいと思っているところがございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

どうもありがとうございます。

それでは、もう一つ質問いたしますけれども、今の外記の堤の西のほうから越水してきた水というのは中学校の体育館の社会体育館の横を通って、ずっと上坊所のほうに流れてきますけれども、中学校の東の交差点のところから、昔から言われている田んぼの給水路があります。あれは排水路じゃないです、田んぼに昔水を入れてい給水路です。あそこを通って中学校の体育館の東側を流れて、ずっと上坊所のほうに流れてきますけれども、あれはもう満水状態になっていくんですね。それで、満水状態になるというのは、今の構造ではもう致し方ないんですけれども、その先、上坊所になるんですかね、下津毛の地区になるんですかね、一部側溝の上を径どれくらいですかね、これぐらいの側溝の上を給水路が通って、東のほうに行っています。大体どの辺と御存じだろうと思えますけれども、パイプがあります。そのパイプの下というのは、もうこんな大きな穴が開いているんですよ。これはもう何年も前から開いているんですよ。

それで、その給水路から水がずっと満水状態に流れていったやつが、あそのパイプの上

を通過して、また東のほうに流れていっているんだけど、そのパイプのところ腐食して、もうこんな穴が開いているんです。先のほうまで水がいかないです。行かないです。流れないです。それで、そこに水がたまって、その辺が内水の状態になって、あの辺の道路がまた冠水する要因にもなっています。

だから、その雨というのが、大体雨水とかなんとか北のほうから、今大体南のほうにずっと流れるようになっているんですね。ところが、大雨のときには、あそこは南から流れるんですよ、北のほうに。逆流しているんです。だから、あの辺が内水状態になって、満水状態になって北のほうに流れている、下津毛の。そういう状態がもう何十年と続いているんです。あの辺の給水路の管理というのは、産業課がするのか、建設課がするのか、それは分かりません。土地改良の分野に入るのか、その辺分かりませんが、産業課としてのお考えはどうでしょうか。あの辺の補修をすとか、取っ払うとか、そういう考えはあるんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

田中議員の質問要旨の3番から執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

田中議員御指摘の水路を横断するパイプの下に穴が開いておるといふところの場所についてでございます。

私ども存じ上げなかった場所でございますが、外記のため池の周囲、回水路の取水からの取水台におきまして、田んぼの横面の取水の側溝を流れている水を取水路、横断させるための鉄のパイプというふうなところだと思います。もちろん、三養基西部で造成されたもので、三養基西部の造成された施設としまして外記のため池にサイホン式の取水施設を整備されていますので、そちらからの取水の水の流れで、現在、この水路のところ利用がなかったもので管に穴が開いておっても特段支障があるというふうなところの音が聞こえてこなかったのではないかなというふうに思います。

議員御指摘のとおり、その部分で水路を横断しておりますところで水が下のほうに漏れており、役場横の水路まで水が到達しておりませんので、豪雨災害時にあちら、外記のため池側からの水がこの側溝を通じて役場横の水路まで流れておりますので、そういったところを含めて、あその場所で水が下に落ちるといふようなところが支障があるところかといふようなところでも思いますので、もちろん、施設の持ち主である三養基西部のほうに、こういったところの箇所について声を上げていきたい、改修については話をしていきたいといふようなところで考えるところでございます。

以上でございます。（「次へ進んでください。質問はやめます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

そしたら、全て終わりました。

次へ進みます。7番吉富隆君。

○7番（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。7番吉富でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思っております。

大きく分けて2点でございます。

今現在、世界中で猛威を振っているコロナの問題がございますが、右肩下がりで感染は下がっているようにも思われますが、インド株というふうなことが今出てきておりますので、ぜひとも接種の方法をスムーズにいくようにお務めをしていただければなと思っておると同時に私もちゅうかん、予防注射をさせていただきましたが、やっぱり課長以下、関連するスタッフの皆さんはすごい努力をされているなど、スムーズにその接種のところまで行くまでの道のりというのは大変チェック機関が厳しゅうございますが、スムーズなことで御努力をいただいていることに、やはり経験をして初めて分かったことなんです、大変御苦労をかけていると思っております。これも町長の指示が徹底しているからであろうというふうに評価をしたところでございます。

さて、質問に移らせていただきますが、町道八枚碓線及びこの関連について質問をさせていただきたいと思っております。

そういう中で、町道八枚碓線の進捗状況、それから、今後のスケジュールについてお尋ねをさせていただきたい。3番目に大雨による災害についてでございますが、これは町道八枚線の関連として捉えていただければ幸いかと思っております。同僚議員からもこの災害対策については、非常に厳しい意見が出ております。しかしながら、この問題についてはですね、筑後大堰ができた、1日に2回は必ず満ち潮がございます。それから上には満ち潮の場合は上がっていかないんですよ。久留米市と条件全然違います。そのために上峰町については水位がやっぱり四、五十センチ上がっているんですよ、四、五十センチ水位が上がっている。そういう関係もあって大字前傘田地区、江迎地区については大きな被害が出ている状況下に

あります。大変難しい問題とはいえども私は今回大雨による災害につきましては、目的が違います。この碓八枚線について一日も早い拡幅とかさ上げの道路をしていただくためですが、あそこは避難道路はございません。南のほうで五、六十メートルかさ上げをさせていただいておりますが、まだまだあそこは膝上まで今のままだも来ます。そういう状況下にあるので、避難道路に行く道の確保のために一日も早い拡幅をしていただきたいと、これはお願いでございます。碓地区が一番早く孤立をします。通行止め、ぱっと役場が来て止めてしまいますので、そうすると施設に行く道がないということで、一日も早い八枚碓線の拡幅、かさ上げについてお願いをしたいという趣旨で、大雨による災害というのは目的をそこに持ってきておりますので、御理解をいただければなというふうに思っております。

それから、2番目に上峰町中心市街地活性化事業でございますが、同僚議員8人の方が質問を通告されております。いろいろなことが出てきておりますが、大変難しい問題だなというふうに思います。ただ、行政としては一歩、二歩前に進んだんではなかろうかというふうに考えます。そういった中で、ぜひともこの問題につきましては、先に早急に進めていただきたい。というのは町民の声は早く造れよと、何ば造るかいというふうな声をよく耳にしますので、ぜひともいろいろな問題等々あるとしながらも先に早急に進めていただきたいというふうに思っております。厳しい意見が出ているようでございますが、同僚議員から反対の声というのは一切ございませんので、先に進めるべき問題だというふうに思っております。

それから、一つ気になることがございますが、創生室長さんが合同会社の副代表社員になられておりますのは同僚議員からの質問の中で出てきておりますが、行政の中でも忙しい創生室長なんですよ。と合同会社が設立されました。そうするとその副代表でもあられます。そうすると、どちらかの仕事に影響が出るのではないかというのが1点と、それから、体力的に大丈夫だろうかというふうに要らん世話かも分からないけれども、心配をしているところでございますので、その辺についても伺いを今後させていただきたいというふうに思っております。

ただいま議長のほうから許可をいただいておりますので、中心市街地活性化事業につきましては、要旨の1番から4番までは一括して質問をさせていただき許可をいただいておりますので、行政の方にも迷惑がかかるかもございませんが、よろしく御理解をいただきたいと思います。

以上、2点質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、町道八枚碓線及び関連について、質問要旨1番、進捗状況について執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、吉富議員の質問事項1、町道八枚碓線及び関連について、質問要旨1、進捗状況についてという御質問に対しお答えいたします。

町道八枚碓線の道路改良事業につきましては、平成28年度に概略設計業務等を実施し、翌年度の平成29年度より国庫補助事業の社会資本整備総合交付金事業の新規整備路線として、北は江頭鉄工から南が碓建設の区間について事業を進めてきました。事業内容といたしましては平成29年度に路線測量業務、平成30年度に詳細設計等業務、令和元年度に用地測量業務、昨年、令和2年度は道路用地の購入を行ったところです。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ただいま進捗状況について建設課長さんから御説明をいただきました。

用買が終わったということでございますので、一步も二歩も先に進んでいただいているなと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

この案件につきましては、もう長年の懸案事項で町長あったんですね。それで、やっと腰を上げていただいたことに感謝を申し上げさせていただきます。

ぜひとも今後のスケジュールについては、また課長のほうから答弁があると思いますが、ぜひともこのままの流れに乗って実行に移していただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

先に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後のスケジュールについて執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、吉富議員の質問事項1、町道八枚碓線及び関連について、質問要旨2、今後のスケジュールについてという御質問に対しお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、当該路線の道路改良につきましては、社会資本整備総合交付金事業として進めており、交付金については各整備計画との国費配分となっております。当町においては、八枚碓線及び三上北南北1号線が同一の整備計画であることから両路線合わせての配分となっており、おのおの進捗状況などを勘案しながら事業を進めているところでございます。八枚碓線においては、昨年度まで整備計画区間の詳細設計や用地購入などを進めてきたことから、次の段階であります工事施工が行える状況まで進捗しているところでございます。

しかしながら、三上北南北1号線が位置します三上北地区においては宅地化が進行しているにもかかわらず、南北に縦断する道路の整備が十分でないことから道路交通の確保が喫緊の課題となっており、現在は当該路線の進捗を図っているところです。このようなことから八枚碓線については、三上北南北1号線の進捗状況により、今後、工事施工を行っていく予定をしているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

高島課長さんね、僕の質問にお答えをしてくださいよ。スケジュール、要するに今後の計画はどうなっているのかとお尋ねですので、例えば、令和何年の何月から着工しますよとか、いや、今、財政上、来年になるよとか、そういったスケジュールをお尋ねしているんですからよそんなことはよかったですよ、よそんなことには僕は質問できないんですよ。通告に従ってしきゃできないので、そこら辺については明確な回答をしていただきたいというふうに思います。お願いします。

○町長（武廣勇平君）

建設課長が申し上げたのを要約しますと、八枚碓線が長いもんだから事業費が大きく路線としてはかかってしまうと。一方で三上1号線という路線も抱えていて社会資本整備交付金にも上限があるので、でも、昨今は追加で配分されている傾向もありますから何とかその辺を勘案しながらやりくりしていきたいというふうに伝えたとお思います。

スケジュールについて内定が出たらですね、直ちに議員の皆様方にお知らせをして、予算がつけば執行はできる状況まで八枚碓線も来ておりますので、今後とも進捗を議場にて報告をしながら進めていきたいと考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから計画的なことが御答弁をいただきましたが、補助事業に乗ってやるわけですから、その内定が出てからきちっとした形をとりますよということに理解してよろしゅうございますか。そうしますと、その内定というのはいつ頃になるんでしょう。分かりませんか——じゃ、よろしくをお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

具体的なスケジュールにつきましてでございます。

先ほど、町長からもありましたとおり、国庫補助事業で推進しています。現在の国庫補助事業の内定額、内示率等を勘案しますと令和4年度の着工は難しく、令和5年度からの着工が最も妥当かと思うところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

令和3年度の着工は難しいよと。4年が難しいということ、今、令和3年よ、何でそんなにかかるの。補助事業が内定の出たらと町長さんは執行しますよというお話ですので、約1年半かかるということよ、この予算が確保するまでに。そんなにかかるの。そんなにかからないでしょう、そうでしょう。令和5年に着工の予定ということで理解しなくちゃならないんですか。補助事業が内定が出たら執行しますよという町長からお墨つきをいただいた。そいぎ、いつ頃になつてですかというお尋ねですよ。そんなに1年半もかかるの、内定が来るまで。

はい、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

先ほどは社交金の内示の時期をお尋ねでしたので、ちょっとその答弁があると思いましたが、今何か令和5年度の計画だということをお知らせしました。恐らくその社交金のスタミナというのが毎年のものがあって、大体このレベルをずっと一定できえるものだと理解しております。急にも上がらないし、急に減らないように要望額をある意味付加して求めるところもあります。でも、それにしたところで、結局、やはり交付金のボリュームというのはある程度限られてくるという中で、三上1号線について進めていく中で、令和4年度というよりも令和5年度のほうが安定的に計画できるという判断だと思います。

令和4年度に着工ができるようにこの社交金の増額といいますか、要望をしっかりとしていくことは一方でしっかりとしていきますね、なるべく早い着工をしていけるように考えていきたいと考えてございます。

あと、社会資本総合交付金の内示の時期については、建設課長から確定する時期についてお伝えをさせていただきたいと思います。

○建設課長（高島真幸君）

すみません。社会資本整備総合交付金事業の各年度の当初配分につきましての内定につきましては、年度初めの4月1日、もしくは2日程度に大体判明するようになっております。

以上でございます。（「あっ、課長ね」と呼ぶ者あり）はい（「きちっとさい、はっきり言葉を出して言うてくれよ。よく理解できないんで」と呼ぶ者あり）はい、もう一度言います。

社会資本整備交付金事業の当該年度の補助内定につきましては、毎年度4月当初のほうに県を通じて当町のほうに額の通知があっているところです。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

課長さんね、今、町長の答弁と全然違うっちゃうね。町長さんはね、令和4年度には内定ができるよう努力すると言うてもらいよっですよ。できれば4年度に町長のお考え同様努力をしますというなら話し分かりますよ。町長が頭でいて課長さんたちはその部下なんですよ。部下が町長の言うことと反比例するような話になるのでね、きちっとした形で答えをしていたかないと時間ばかりたっちゃうので、令和4年度にね、内定が来るように努力すると町長さん言いよんさっけん、町長に期待するよりほかなかごとなるよ。そうでしょう、町長よろしくをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

ごめんなさい、建設課長は社会整備総合交付金の内示の時期をお答えされて、4月1日ということで、令和3年度については判明しているものだというのを御説明したところだと

思います。

私も努力をしながらですね、令和4年度の実施に向けていきたいと、努力していきたいと申しておりますけれども、まだ5年度のほうが安定的だという原課の判断のほうが現実的なのかもしれません。しかしながら、この社会整備総合交付金については、要望額を大きめに要望しながら予算がついたというようなことも過去もありましたし、年度途中で追加の配分がなされたというような経験もございます。そうした要望を重ねることを努力していきたいということを先ほど申しましたところです。

今後につきましても、我々だけで総合交付金の要望に力不足とあれば議員の皆様方にも力をお借りしながら、この点については吉富議員にも力を注いでいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○7番（吉富 隆君）

課長さんとしては令和5年度が確実性があるということで理解をいたしました。

しかしながら、4年度に間に合うように町長さん努力すつと言いよんさっけんが、それに町長に期待をしておきたいというふうに思います。

また、議員の皆さんにもお力添えをということでございますので、議長さんの指示がないと私どもは動けませんので、議長さんとよく相談をしていただいて、できれば努力をさせていただきたいというふうに思っておりますので、この件につきましては、令和4年度に補助金の内定が来るよう努力をしていただくということで、ぜひともお願いをしておきたいと。あくまでもお願いですからね、努力を重ねていただければと思っております。よろしくお願いをいたします。

先に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、大雨による災害について執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、吉富議員の質問事項1、町道八枚碇線及び関連について、質問要旨3、大雨による災害についてという御質問に対しお答えいたします。

当該路線につきましては、これまでの集中豪雨などの際に道路冠水が発生していることは議員承知のことと存じます。

整備計画区間の道路現況といたしましては、南側の農地区間より北側の宅地の部分が低くなっているところです。現計画においては若干のかさ上げを行う箇所もありますが、おおむね現況高と大きく差異のないところで計画を進めておりますが、今後は区長をはじめ、地元と十分協議を行い、事業を進めていきたいと思っております。

また、道路東側にも安全施設としてガードレールやラバーポール等の設置も今後検討して

いきたいと思うところがございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

今、課長のほうからるる御説明をいただきましたけれども、この大雨による災害という大きな問題なんですよ。同僚議員からも厳しい意見が出ていました。確かに大雨による災害という、碓地区はね、必ず一番早く孤立、通行止めを役場はぱっと立てますよね。避難場所どこにあるの、多目的、大字江迎地区は多目的、おたっしや館、どこですか、避難場所。

○危機管理対策監（弥永正一君）

議員お尋ねの避難場所については、風水害を対象とした避難場所ということでお答えさせていただきます。

一番近いのは町民センターであります。

○7番（吉富 隆君）

町民センターが一番近いということで、地区割はできていないんですかね。町民センターは上峰町から集まるんだらうというふうに考えますが、危機管理をお尋ねするんですが、地区を把握されているものかなと、地区を。そうでしょう、これ避難道路がないからお尋ねをしているんですよ、同僚議員からも厳しい意見が出ていましたよね。一つも変わらないんですよ。じゃ、町民センターまでどうしていくの。だから、一日も早く道路の拡幅及びかさ上げをしていただきたいというお願いですから、やはりこうなってきましたと管理監というのは全体をいつも見とかにやいかんと、地区を知るべきだと。これは大水だけじゃないですよ、風水害というのが今後出てきますから、そうでしょう。だから、簡単に町民センターとただ答えていいんですかね。質問はそうしましたけど、やっぱり単刀直入に町民センター、町民センターでいいんですが、よくよくもう少し上峰町を知るべきだと僕は思います。

もう管理監は1年過ぎたんですかね、お見えになってから2年目に入っていますですね。そしたらまだまだ難しい面もあろうかなと思います、冒頭に申し上げたように、潮の満ち引きが激しい場所なんですよ。筑後大堰があるからそれから満ち潮のときは上さにやいかないので、水位が上がっている。大雨というのは満ち潮のときに降るんですよ、満ち潮。高いところから低いところに水は流れていく。大字江迎地区に山で降った水も含めると60%は大字江迎さい来ると水路はできていますよ、分からんでしょう。それだから神北線が開通しました。ここは知ってあると思う。あそこに制水門が幾つもできました。できています、今。小さ過ぎるんじゃないかと地元から物すごう厳しい意見が出ました。しかしながら、法的に根拠があるんですよ。1時間当たり60ミリ降ったときに制水門を流れる太さにちゃんと法律上なっているそうです。だから、中村地区もこの周辺まで水がかぶってきます、下に流れませんから一気に。流そうとしても満ち潮のときだったら流れません。そういう地域であるということをお理解していただきたい。だから、私がこの大雨による災害についての

目的は避難道路に行く道でありますので、町長いわく4年度にはなるべくという努力をするというお話でございますが、これは早急にやってもらいたいと。三上地区も大事ですよ、それは大事。

しかしながら、毎年通行止め、孤立するのが碓集落なんですよ。そいけん、地域の方とも協議をさしていただきました。かさ上げの問題についてもね、よくよく建設課と話して決めていただきたいというお話をさせていただいておりますので、この問題については大きな問題としてやっぱり地区として捉えてある。行きようがないですもんね、膝上。それから、同僚議員からも話が出ておりましたが、ほとんどの方が軽トラで動きます、軽トラで。どがんしよんさっかという話を聞きますと車は全部町民センターに、駐車場に止めに行きますもんで、じゃ、家に孤立して何でどうすんのかという話をしたときに、やはりかさ上げも必要ですねという結論は地区では出ていますので、高さについては建設課長とよくよく話を決めてくださいという話をさせていただいております。町長からお墨つきもね、努力をしていく、4年度にはその予算をつけていくというお話をさせていただいておりますので、そういった報告も地元にしていかなければならないというふうに思っておりますが、本当にですね、特別に危機管理監というのは上峰、ここら辺では1行政だけじゃないですかね、いち早く町長がそういった案件についてつくられたらろうと。

そいけん、やっぱり上峰町の中身を1年たってもそれは無理ですもんね、見てそうつくのはね。そうしますとね、大水のときに誰がどうすんのかという話が同僚議員のときに出てまいりましたが、上峰はきちっとできていますよ、必ず町は県に報告もする義務があるんですよ。上峰はコンパクトにできているから管理監のお考えでは直接行った方がいいと、見た目で報告をするというお話でございましたが、じゃ、誰が行くんですか、見に。夜中やったらどうすんのか。そうでしょう。まずですね、この大雨による人災がございません、上峰で今のところございません。だから、あんまり危機感がないのではないかという言葉は僕も2回も3回もここ本場で言っています。だから、そういったこともあってか危機管理をつくられたと思います、町長は。万全を期すためにつくられたらろうと思いますので、やっぱり早く上峰に慣れていただいて、そういった上峰を把握していただきたいということをお願いしておきたいというふうに思いますので、今後はよろしく願いをしておきたいと思います。

町長から答弁があるようでございますので、よろしく申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

危機管理対策監が風水害の避難所について町民センターを指定しているのは単に地区の詳細を把握していないわけがございません。本当に詳細を把握した上で、実は誤解がかなり今、避難所についてはございます。先ほど前牟田地区の避難所も学習等が風水害の避難所だというふうにするべきだというようなことで理解されている方もいらっしゃるのかなと思いましたがけれども、あくまでも風水害はどういう設定にしているかといいますと、筑後川が20メートル

ルピッチで破堤することを想定しています。浸水エリアというふうに定めております。まさに皆さんが御承知の28水の状況。そのときに浸水するおそれのある避難所については除外します。これまでおたっしゃ館でやっていたその避難所設営を変えました、町民センターですべきだと。あそこは移動ができなくなる可能性がある。道路のかさ上げについては町内を見渡して前牟田地区、江迎地区、坊所地区、堤地区、江迎と前牟田地区の県道へのアクセスをまず確保しようということで、従前から碓地区のかさ上げ、あるいは坊所新村、今後行うかさ上げ、あるいは野間口、寺家一というふうにかさ上げをしてきたところで、何とか県道へのアクセスを通じて町民センターに、あるいは町民センターが不十分であれば中学校に避難所を設けるといふ、こういう考え方になっております。よく身近なところで堤地区に屋形原の公民館を使って避難所を開設していることがありますが、あれは28水の影響といひますか、筑後川が20メートルピッチで破堤することを想定した上でもあそこに設営することが可能だという考え方で、屋形原とこれまでも町民センターに避難所を設けてきた次第です。よって、今後ともこうした誤解を招きやすい標記のハザードマップ、あれがやはりちょっと避難所としか書いていませんけれども、詳細を見ていただければ水位がどのような状況になるかとか、ここが何の避難所なのかということを書いておりますけれども、もう少し分かりやすいハザードマップ、あるいは周知の方法について努めていく責任があるんだと議論を聞きながら思ったところでございます。

上峰町は人口1万人未満で面積も小さい町でありますけれども、やはりそれにしても町民センターが遠いと思われる方もいらっしゃると思いますので、その点については一つの課題として考えていきながら、今できることを最善の方法で行っていくために道路のかさ上げを実行している旨をお伝えさせていただきました。

危機管理監から私の答弁漏れがあれば補足して説明いたします。

○危機管理対策監（弥永正一君）

先ほど、吉富議員からは地域をよく勉強しなさいと叱咤激励をいただきました。確かに地域を知らないとは防災対策というのはできないと思っております。1年たちましたけれども、まだまだ不十分なところがありますので、しっかりとこれからも勉強していきたいというふうに思っています。

避難所につきましては、先ほど町長が言われたとおりでございます。今、道路のかさ上げとか、そして、河川のしゅんせつとか災害に強いまちづくりというのをこの町でやられています。ただ、これっていうのは金もかかるし時間もかかる、その間、じゃ、どうするのかといったところをしっかりと考えていくのが私の仕事かというふうに思っています。

したがって、そういったことで、災害で住民に命の危険がないように努めていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから御答弁をいただきましたが、避難所については変えたよと。基本的には昭和28年の大水害のことが基本にされているようでございます。私も家ば建て直すときには元の家がちょうど畳まできたんですよ。そいけん、今の家はそのGLから40センチ上げて床をしているので、それを基本にした経緯がございました。そうしてみますと大字江迎の多目的では無理だよねっていう話ですよ。そういったこともよくよくお考えをされて、その避難所を変えたということでございますので、それは理解をいたします。

しかしながら、私の今回の質問の目的は、そのハザードマップも町長はきちっとやるという説明をいただきましたので、ありがたいことだなと思いますが、一日も早い八枚碓線の拡幅をお願いしているわけですから、大水のときにどがすすつかいと、避難場所に町民センターまで行くまでにどうすんのということ、夜中の問題もあるでしょうが、そういったことじゃなくて、私はいち早くあそこの道路の拡幅をお願いをしておりますので、そこで建設課長に質問ですが、幅員の計画は何メートルにされておられますか。

○建設課長（高島真幸君）

町道八枚碓線の現在の計画幅員につきましては、車道幅員5メートル、両側に50センチのゆうゆう路肩のほうを設けるように計画をしているところでございます。

以上でございます。（「幅員は何メートルね」と呼ぶ者あり）あつ、5メートルです。

（「5メートルね」と呼ぶ者あり）はい。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、消防法あたりが変わってなければ4メートルまでは造りなさいよということでございました。今、5メートルという幅員の話が出てまいりましたが、もう今は時代の流れ的にね、車が大きくなった。消防自動車だって大きくなったので、6メートルがベターであろうと僕は思います。

6メートル、そのくらいなからないと、例えば、この通告とちょっと関連はありますが、大きな火事があったと、5メートルあったらばんばん行きます。ところが、車は混むんですよ、一列渋滞で、もうそれで終わっちゃいますので、できれば規模としては6メートルに変更ができないものかなという感じを持っています。じゃ、道路を拡幅しました。かさ上げをしました。何十年とその道路は動きませんから、動かないんですよ。町長がずっと長く町長をして、いんにゃ変ゆっばいて言んさっなら話は別ばってんが。我々はお互いに4年の任期、町民の皆さんから選ばれた代表でもあるということでございますので、なかなか道は広くもならない、扱うことは大変金がかかるので、難しい面、問題とはいえどもやっぱり人命が大事なんです。一日も早くこの道を拡幅、かさ上げをしていただいて、今、避難道路を、していただければなと強く要望をいたしまして、私の質問はここは終わります。

○町長（武廣勇平君）

答弁を前に、先ほど避難所を変えたというふうな理解をされているようでありますけれども、江迎の多目的施設の集会所は今も避難所なんです。ただ、風水害の避難所でないと（「風水害ね」と呼ぶ者あり）具体的には地震災害、原子力災害等の避難所になっています。ですので、八枚碓線は非常に重要な道路だというふうに思います。

もともとはこれ4メートル道路で舗装をやり替えるだけを想定していましたが、まさに議員の御指摘で、広くしていこうという流れになりまして、5メートルで理解をされとったと私自身は思っておりましたけれども、ただ、6メートル道路となりますとね、今からまた用地買収、設計もかな、必要になるということで、もっとその事業が遅くなるということも想定されます。

また、地震災害、風水害以外の災害時の基本的な道路ということで考えるべき道ですけれども、そんなに混んでいる状況はあの道路についてはないんじゃないかなと思いますので、いざというときに必要な道路であることは間違いございませんが、5メートルへの幅員の拡幅で御理解いただければというふうに考えております。

○7番（吉富 隆君）

高島課長にお願いでございますが、幅員は5メートルということで理解をいたしました。

そのかさ上げの件についてはですよ、むちゃくちゃ上げるといこともどうなんだろうということでは思います。そいけん、地域の方ですよ、よくよく御相談をされてかさ上げについては協議をして決めていただきたいというふうなことをお願いして、私の質問こは終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）次へ進みます。

質問事項の2番、上峰町中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、今後のスケジュールについて、質問要旨の2番、官民連携について、質問要旨の3番、合同会社設立について、質問要旨の4番、合同会社組織について、1、2、3、4番は、この4項目は一括して答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

要旨1から4まで一括ということですので、一括して答弁させていただきたいというふうに思います。

吉富議員の質問事項2、上峰町中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

上峰町も出資している一構成員ではございますけれども、会社組織の在り方として以後の

スケジュールにつきましては、事業を牽引していく合同会社つばきまちづくりプロジェクトから発出されると思われます。

進めていくべきタスクについては共有をされております。発信の在り方としては合同会社つばきまちづくりプロジェクトより発出された情報について町としても発信できるものと考えております。以上、吉富議員の質問答弁を終わります。

そして、2つ目の要旨の2に関して答弁をいたします。

官民連携、いわゆる公民連携とも言いますが、PPPと言われるもの、パブリック・プライベート・パートナーシップというものの略でございます。公民が連携して公共サービスを提供するスキームのことでございます。一口にPPPと申し上げてもPFIなどを中心に指定管理者制度であったり、公設民営方式、あるいは包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなど様々な形態というものがございます。最近、PPPが活発化してきたものとして次のような背景が考えられると思います。

財政が逼迫し、民間の資金とノウハウを渴望している地方自治体の増加、また、地域の衰退、過疎化に危機感を持ち魅力がある地域づくりのため、民間活力に活路を求める地方自治体が増えているということ、また、社会益と企業益の相乗発展を目指す企業が増えているということ、表面的なCSRを超え本業において公共領域への進出を図る企業が増えている、こういった官民連携手法というのは今後主流になりつつあると思われます。以上、2項目めに関する答弁を終わります。

続きまして、要旨3に関する答弁を申し上げます。

これもほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいと思います。

官民共同事業体となります合同会社つばきまちづくりプロジェクトは、本年4月23日に登記設立されました。今後はこの合同会社つばきまちづくりプロジェクトが中心市街地活性化事業を牽引していく事業体となります。項目3についての答弁を終わります。

続きまして、項目の4、要旨の4に関して答弁をいたします。

合同会社の組織体系につきましては、3グループを含みます12者の民間事業パートナーと上峰町を合わせて13者の社員で構成をされております。うち6者を業務執行社員とし、業務執行社員会を構成し、業務の中核を担っているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

今、いろいろと御答弁をいただきましてありがとうございます。

ただ、これに私も若干問題があるなという点がございまして、申し上げますのは、LABV方式を私も100%理解はしておりません。ただ、ここでI点だけまずお尋ねしたいのは、LABV方式の採用については行政でお決めをいただいたと思っておりますが、その中でデ

メリット、メリットというのが必ずあると思っています。LABV方式もデメリットが多かったから採用されたんだろうというふうに思いますが、デメリットがあれば町長教えていただきたいと思っています。

○町長（武廣勇平君）

デメリットについて整理して申し上げているわけではありませんが、まず一つ想定できるのは行政の主導でできないというところだと思います。やはり公設で建て替える場合は自らが設計を作り発注し、建てていくということが出来ますし、スピード感もその意味では出てくるかもしれません。LABVは民間事業者で民間との合弁事業者ですので、民間の意見を調整しながら、まさに今、内部規律をつくっておりますが、結構大変なところもございます。そういった規律をしっかりとつくって皆さんとコンセンサスを経ているながら事業を進捗させるという、そういう手間はかかると思いますが、まさにその手間の中で民間事業者の知恵と工夫、あるいは資金、そうしたものを活用できる、そういうチャンスでもありますので、そのチャンスとですね、デメリットというか、そういう時間をかけてやらなきゃいけないところが同居したのがLABVではないかと考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

デメリットについてはあまりないようでございますですね、私もやっぱりメリットが多いから採用をされたというふうに理解をしております。

そういった中で、今まで再三再四質問、この問題について私もしてまいりましたが、やっと前に進みましたよね、合同会社はできた。その中で、全協の中でも御説明を詳しくいただきましたけれども、設定する施設、機能、イメージ、学校、公共施設ということがイメージ的に出されております。これはイメージですからこの中でいろいろですね、例えば、運動施設、体育館、武道館、プール等とか、子育て支援、健康増進施設、学習室、展示、ミュージアム・ギャラリー、スタジオ、メディアテーク、地域振興、道の駅、住宅とか、いろいろ公共施設の分が多くございますよね。そうしますとですね、デスクワークでは水も漏れないようなデスクワークになっていると思う。

まず、僕は経験上なんですけど、商いと、商売ということになると、そうはいかない部分が結構あるのではないかとというふうに思っております。

それと、もう一つは財政的なもんがですね、ここにお示しをされておりますが、上峰町には現物出資、ほか12名現金で出資というふうな形で資本金できました。521,692,880円が資本金となっております。これから先なんですけどね、町長、これだけの事業をやるにはそれ相当のお金がかかるでしょう。同僚議員の質問等々を聞いてみますと一気に開店ではないよと、できるところからやっていくよというお話もございましたが、私はイメージ的に、例えば、運動施設、武道館、こういったとは順番を置いてできるだろうというふうに思いますよね、一気に造らんでも。今現在もほら町としては体育館でも武道館もあるから。しかし、ここで

一つ僕は問題があるのではないかなと、小学校の横も体育館ございますね、中学校にも武道館、体育館がございますが、武道館についてはもう古くなって町として建て直しの時期が来ているという時期がございました。

そこで、教育長にお尋ねでございますが、例えば、今の活性化事業で、これ全部造ったとしますよね。いずれ老朽化して取り崩しを、今の現在ある施設はなくなきゃならないと。そのときに教育上、あそこに子供たちを連れて行かなきゃならないというふうな欠点があるのではないかと、教育のほうとして、そういう問題は発生しないのかどうか、お尋ねします。

○教育長（野口敏雄君）

皆さんこんにちは。初めて今日、壇上に立ちました。吉富議員からの御質問でございます。

ただ、仮定の問題ですので、どこまで言えるのかという問題がございますが、今の御質問では体育館、武道館、プール、この間、教育委員会からも要望していたものが全てできたということを想定してということだっただろうと思います。

学校教育の中でどうしても子供たちが学校生活を送っている身近な場所に必要なものですね、そうではなくてもやっつけられるものというのがあるとは思いますが。また、使用の頻度においても今ある学校施設で考えますと、体育館であったりプールというのは子供たちが使っている間は主に使うわけですが、そうでないときは社会体育で使用、借用させたりしていますけれども、一般の方にも貸し出すという形ができますけれども、学校教育として使うかどうかになってくるとちょっと夜の時間帯とかは使わないときが出てきます。これから将来を考えたときに学校だけの施設ではなくて、やはり地域一体となってみんなが使えるようなもの、あるいは防災等も含めて何か避難所も含めてですが、何かあったときにも使えるようなものということで、多目的な意図を持って、目的を持って施設、設備を整えていくということが大事だろうというふうに思っています。

先ほど来の御質問の中で、具体的になってくるとどうしたらいいのかというのはまだ当然施設ができるかどうかははっきりしておりませんので、私の中で頭の中でも具体的なイメージは持っていないわけですが、日本国中を考えたときに現に体育館であったりプールであったり、学校の校舎から離れたところにあって、そこに車あるいはバス等を使って移動しているところが現にございます、県内でもございます。ですから、そういったところも参考にするということは当然、今後出てくるんじゃないかというふうには思っているところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

時間があまりなくなりましたので、教育長さんの考えをお尋ねしたところでございますが、これね、できるかできないか分からないじゃない、造らなきゃ駄目なんですよ、もう町長。ここまで合同会社をつくったんだから、そうでしょう。教育長、そがんですよ、造らなきゃ、

前に進めてくださいと僕は冒頭に申し上げました。そのときに教育上ね、何か支障がないかというお尋ねであったので、よその町んことはどうであれ、うちの町としてどうなのという質問だったので、それはそれとして教育長さんの考えはそれでいいと思うけども、やっぱりこれだけのことを議会にも提出されているので、大型事業なんですよ、大型事業。そうでしょう、官民一体となってという言葉もございますが、設定する機能、イメージ、民間施設、何か所あつてですか、商業施設だけじゃないですか。というのは軸はね、室長さん行政でしょう、行政がリーダーシップを取ってこれやってくださいよ、先に進めてくださいよ。いや、これできるかどうか分からなくて、そんな言葉僕には通用しませんよ、やらないきゃいかん、やってください、前に進めてくださいよ。町長どがんですか、そがな意気込みはあつてしょうもん。

○町長（武廣勇平君）

武道館については、たしか私が申し上げていたのは使っておられる方がいらっしゃるということで、設計が上がった段階で剣道連盟にお示しして、それでもよいかどうかを御披瀝した上で判断いただくという流れにしておりました。これは公共施設についてはですね、武道館ももちろんですが、老朽化比率というものを公共施設整備計画でつくっております。これから数十年間で204億円だったと記憶していますけれども、建て替えをしていかなきゃいけないと。それを今の単独の公費で長寿命化できるものとできないものがありますから、長寿命化できるものであっても、できないものとして老朽化比率100%のものから順に新設していくことが一番床面積を減らすことになるし、複合化して、それで、同時に質を上げるということで人口減少、税収減に備えていこうという考え方の下にやっております。よって、建て替え等がきっと必要になってくるということに備えた対応として申し上げておりますので、それ以上の対策があれば、公費の持ち出しが抑制しながらより質の高いものができることが考えられるのであれば、私もすごくこの公共施設の再整備については御知見をいただきたいというふうに思っております。

やはりこうやって民間のノウハウを活用しながら本当に必要なスペック、体育館の天井は本当にあんなに高く必要なのかというところから住民目線でしっかり考えて構築していくのを要求水準に設けておりますので、今回のまさにL A B Vは要求水準、住民が望むスペックを今つくったところから、これから事業を起こしていった市場性があれば民間事業者が入ってくると。教育長がでくつかできんか分からんとおっしゃたのはですね、そういった市場性の確保が見いだされて民間と我々が合致して一緒にやるということなのか、それとも公設で造られるのか、あるいは武道館のように住民の皆様方の、利用者の皆様方の反対等がありながら、やはりここに残すべきだという議論も分からないもんだから、そういう表現をされたものだと思います。

私どもとしては、この公共施設の再整備についてはしっかりいずれにしてもやっていかな

きやいけないというふうを考えているところでありますし、まさにこれは議会の提案、議員からの提案でございますので、真摯に受け止めて実行に移していきたいと考えています。

○7番（吉富 隆君）

教育長さんのお考えをお尋ねしたまでのことであってですね、それはそれとして理解をしていきたいというふうを考えております。

ただ、私がやらなきゃならないというのは、設定する施設機能、イメージ、公共施設についてはやらなきゃならないよ、行政と町長にお願いをしようとする。先に進めてくださいというのは、合同会社ができた、そこで止めるわけにはいかないでしょう、町が主導権を握ってどんどん引っ張って行っていただきたいと、そういう中で、合同会社の中で今後の中身の問題については議論をしていただきたいと。そして、同僚議員からも質問あったように、報告される分については議会にも報告してくださいよという話でございますので、私もそれには同感なんですよ。

しかし、一番の問題はですよ、大型事業です。どれだけの金がかかるだろうか、これは再三再四僕は言ってきました。どれだけのお金がかかるとやろかと。100億円もかかるだろうか200億円もかかるだろうか、トータルですよ。そういう問題等もちらほら耳にしますので、やっぱりきちとした形で議論をどんどんしていただく。幾らかかろうと合同会社でお金を借りる分ない幾ら借られて事業展開されてもいいんですが、私どもの町からはいしつするお金が今後大きくなりゃしないだろうかというのが一番の心配なんです。だから、町の双肩にかかる大きな問題ですもんねという話は、議会の中でずっと私はやってきたつもりでございます。商いというのはそう簡単に行く問題ではない。合同会社も山あり谷ありですよ、今から必ず出てきます、最終的に汚水の問題出てきます、これ必ず出てきます。そういったことも含めたところで先に進めていただければなというふうに思っております。

ただ、財政的に上峰町からのそうしつするお金がどうなのというのが心配しているわけ、僕はそこだけです、どんどん事業展開をやっていただきたいと思えます。

ただ、いろいろな同僚議員からの話も出ておりますが、合同会社はできた、合同会社でお金を借りる。そして事業展開を進めていくと。資本金を増やす増やさないは、増やさないでもできますからですね。それは利益率の配分率というのも問題になるでしょうけれども、それは合同会社の中で議論をしていただくということで僕は理解しています。室長さんどうですか、ああ、町長さんでもどっちでんよかばってん、こういった問題と、幾つかここに九つも十も名前が上がっております。非常にいいアイデアだなというふうに思っております。やっぱり発信拠点と、ミニFM局、インターネット、テレビ、放送局としてやっていくと。いいじゃないですかね、これね、いいアイデアであると思えますよ。ぜひとも成功させてくださいよ、町長。議員の皆さんも恐らく協力をしていただけるもんと思っておりますよ。

ただ、我々の出る幕がその合同会社にはかたることができないんで、そういったことが一

番の何ちゅうかね、議会側から見ると取り残されているんじゃないかならうかという心配もひがみかも知れませんがあります、現実として。

ただ、町からのお金をそうしつするお金はゼロじゃないと思うんです、出ると思います。解体業等問題は中身で相談をしていただければいいんですが、最終的に議会の議決が要るので、その前の説明不足は許されないというふうに僕は好かんことをここで言っときます。ぜひともそういったことを議長等を通していただいて、議論をしていただければなと思う。そして、提案をしていただければ議員の皆さんも理解されるであろうというふうに思いますので、いま一度、室長さん手を挙げよんさっけんが、ああ、町長さんでんどっちでんよかばってんが、この案件につきましてはですね、こういう方向性を持ってやっていきますと、流れ的にはこうなりますという意気込みを見せていただければなと思います。

○町長（武廣勇平君）

大変温かい激励のお言葉をいただいたと理解をします。

私どもも本当にちょっと苦しいのはですね、実情、結構いろんな方々の関わりが増えて調整をしながら発言しなきゃいけない状況に置かれていると。だから、議員の皆様方にもちょっと喉に何かつかえたような言い方をしているところが多々あると思います。その点、議長様はじめ、議員の皆様方になかなか詳細に伝えられないもどかしさを抱えながらいつも話していることをおわび申し上げたいと思います。

先ほど、財政の点についてもお触れになりました。確かに財政状況の心配をされておられるということはあるのだろうと思います。

しかしながら、本町は県内で初めての財政健全化の条例をつくってしまして、借金についてあの条例がある以上は徐々に減っていくと、また、基金をいきなり使うというようなことも配慮、考慮をしながら、あるいは起債についても抑制的に使うということをうたっております。特に今回は中心市街地については、ふるさと納税の財源、ふるさと納税寄附金基金を今大きく積立っていますけれども、ここから扱っていくと。これは間違っていないのはあくまでも寄附金の基金なんです。すなわち寄附者が地域の活性のために使ってくれよと、4項目に分けておりますけれども、それぞれ目的と分類がされています。そのまちづくり、人づくりに関する視点、また仕事づくりに関する視点、こういったところで使ってくれということで用意されているものでありますので、使い方としてはなるべくこの一過性でハードなものに充てながら、しかも、持続可能性を担保できるような、これからの税収減、人口減に備えた使い方が必要なのだろうと思っておりますので、この点については、財政課を中心にしっかりと考え方をもっと研ぎ澄まして議員の皆様方にも分かりやすく説明していきたいと思っております。

答弁漏れがありましたら創生室長から答弁をいたします。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長さんのほうから財政の件について御説明をいただきましたけれども、ふるさと納税というのは未知数な問題だと僕は理解しています、今は金があっても。この大きな事業ですからやっぱりそれなりの金がかかるんですよ。これはかかると思いますね。そうしますと町の財政に影響が出ないような形はやっぱり町長お考えのようでございますので、安心をしたところでございます。

しかしながら、やっぱり町のお金をはいしつするには議会の議決要りますので、僕は厳しくさしていただきたいと思っています。なぜならばあそこばかりに金を使うわけにはいかない、ほかのこともやっぱり町全体のことも見据えた上で町長さんは町の運営を図られると思うので、ある金はなるべくは持つとって、いざというときに議会の了解があれば使えますので、その辺については、町長もね、もう12年、13年目、14年目かになっていきますので、そのノウハウは十分承知しておられるというふうにも僕も期待をしておるところでございますので、一番好かんことを言うとは僕も、ですからですね、好かんことを言うこともやっぱり必要なときもあるだろうと思っています。やっぱり上手にしとったほうが一番いいんですが、性格の悪かけん御理解をいただきたいなと思っていますが、ぜひともこの大きなプロジェクトについてはやっぱり議会との協議というのは必要不可欠であります。立場が違いますから、それだけは行政の方々もしっかりと頭の隅に入れとっていただきたいというふうにも。あの議員うらめしかねと言われてもしょんなかですもん、立場が違いますから。やっぱり財政問題についてはぜひとも頭の隅から離さないように、今後、合同会社で先に進めていただきたい。一日も早いオープンをしていただきたい。強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時半まで休憩します。休憩。

午後2時14分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

1番鈴木千春君よりお願いします。

○1番（鈴木千春君）

皆さんこんにちは。1番鈴木千春でございます。議長より登壇の許可をいただきましたの

で、通告順に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、職員の方々におかれましては、昨今のコロナ禍における日々変わりゆく状況の中、臨機応変かつ円滑に御尽力いただいておりますことに敬意を表します。今後につきましても、大変な業務等であると理解はしておりますが、変わらぬ御対応を何とぞよろしくお願いいたします。

では早速、一般質問に入ります。

質問事項は大きく3点でございます。

まず1点目につきまして、毎日、新聞の記事やニュースでコロナに伴う報道を見ない日はありません。このたびの一般質問を検討するに当たり、1年前の私の質問の原稿を読み返してみると、昨年3月も6月も冒頭話していた内容は、いずれもコロナウイルスに関する内容でした。

思い返せば2019年12月、中国の武漢市で原因不明の肺炎患者が確認され、2020年1月、国内初の感染者が発表されました。佐賀県でも3月には初の感染者が確認されております。あれから1年以上がたった現在も、従来型より感染力の強い変異株が確認され、いまだ予断を許さない、そういう状況であると思えます。

国内の延べ感染者数につきましては77万6,000人に上り、佐賀県においては6月14日時点で2,552人に上り、当上峰町におきましては、ホームページの記載を見ると6月3日時点で29例目の感染者が確認されております。この状況においてワクチン接種は終息への希望であるかと感じております。

そこで、質問の1点目は、ワクチン接種についてお尋ねいたします。

本件につきましては、同僚議員も質問されておられます方が多くいらっしゃいますが、私も質問させていただきます。

現在は、医療従事者の方々への接種を終え、65歳以上の先輩方の接種が実施されている旨、昨日の一般質問の答弁にあられたかと思えます。ワクチン接種は開始され、現状の状況や実施してみて感じた気づきや課題などにつきまして、私も改めてお尋ねいたします。

質問事項1、コロナ禍における対応について、質問要旨1、ワクチン接種の現状は。質問事項2、今後の接種計画は。

次に、2点目でございます。こちらも同僚議員が数多く質問しております中心市街地活性化事業につきまして、私も毎度毎度質問させていただいているんですが、今回もお伺いいたします。

本年4月23日、合同会社つばきまちづくりプロジェクトが設立されました。ついに本事業が民間企業のノウハウが生かされ、町民の方々にも分かりやすい形での進捗があるかと大いに期待しております。

今、今議会におかれましても、不動産の権利放棄に伴う議案が上程されており、早速活発

な動きがあると感じております。本事業につきましては、私は事業になる前から実施されている事業であり、新たな官民の連携手法でありますL A B V方式が採用され、その中心事業体でありますつばきまちづくりプロジェクトが設立されたことは明確な節目であり、まさにここからスタートであるのかというふうに感じております。

そこで、昨日、本日、同僚議員への答弁を踏まえまして、本日お伺いいたします。

質問事項2、中心市街地活性化事業について。質問要旨の1、現在の進捗と今後のスケジュールについてはです。

3点目につきましては、こちらでも毎回質問しております農業課題解決の取組として実施されております人・農地プランの実質化についてでございます。

過去の質問で、今後のスケジュールが御揭示されていたかと思いますが、ですが、昨今のコロナ禍におきましてなかなか円滑に進められないという事情を私は理解しております。その状況の中でお尋ねは、本件に関します進め方やリカバリーの計画についていかようなお考えをお持ちか、本件につきましてコロナ禍が終息しました暁には、ぜひとも円滑に進められるようどういったことを考えておられるのか、そういったことを御答弁いただければと思います。

質問事項の3、農業の課題解決の取組について、質問要旨の1、コロナ禍に伴う人・農地プランの実質化について、質問要旨の2、人・農地プランの実質化における今後の計画とスケジュールは。

以上、3点よろしくお願いたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、コロナ禍における対応について、質問要旨の1番、ワクチン接種の現状は、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

鈴木議員の質問事項1、コロナ禍における対応について、要旨1、ワクチン接種の状況はについて答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の御質問をいただいておりますので、同様の答弁となりますことを御了承ください。

新型コロナウイルスワクチン接種については、3月31日から65歳以上の対象者2,603人に接種券を送付しました。4月1日から予約受付を開始し、5月31日現在で1,978人、76.0%の方が予約を完了されております。接種に関しましては、4月19日から医療従事者への接種、4月27日から町民センターでの集団接種、5月7日から高齢者施設での接種、5月15日から医療機関での個別接種を開始しました。6月6日現在で1回目の接種をした方が1,125人、43.2%。2回目の接種を完了した方が188人、7.2%となっております。医療機関と連携しながら7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種が実施できるよう進めてまいります。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁、お伺いいたしまして、昨日同様の質問を多くの議員の方が質問されて、その答弁の内容と一緒にだっかと思っております。2,603人で1,978の方が既に予約済みと。同僚議員も触れていたことではあるんですけども、1回目の接種率の割合が佐賀県は1位であるという旨報じられていたんですけども、上峰町でも接種を希望される方が積極的に予約を取っている状況なのかなというふうに感じました。

予約済みの方が1,978人と、こちらは76%というふうにおっしゃっていました。1回目1,125人で43.2%、この43.2%、ちょっと計算してみたんですけども、65歳以上の2,603人中で1,125名の方が予約されていた数字なのかなというふうに感じました。それで間違いのないと思うんですけども、予約済みの方が1,978名いらっしゃいまして、その中で1,125人が1回目を打つと、この計算でいくと56.9%になります。予約済みで未接種の方、1,978引く1,125人、これが853名で約43.1%の方が予約しているけど、まだ打っていないという状況であるかと思えます。

ここで厚労省が示した7月末までの先輩方の接種の完了については、昨日の同僚議員への答弁で7月10日までに現在の予約をされていた方が打てれば完了の見込みである旨、答弁いただいたかと思っております。昨日の同僚議員への答弁を踏まえて、残り853人を今現在、上峰町のスケジュールで見ると、1時、1時半、2時、2時半の1日4回で接種されていると。接種の予定日というのはもう6月15日なので、6月15、17、22、24、29、7月1日、6日、8日の8日間であるというふうに思います。この8日間で853人を打つ、もちろんこれだけではなくて町内の医療機関で接種される方もいますし、町外の医療機関でかかりつけの病院で打たれる方もいらっしゃるかと思うんですけども、お尋ねは、この8日間で853人を接種することについて、こちらは現実的に可能な数字なのかどうか、そちらを答弁お願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

残りの方について残りの日数で接種が可能かという御質問ですが、今1週間で接種ができる人数については集団接種で約220名で、個別接種については380名、1週間で計600名の方が接種を受けることが可能な数字となっておりますので、残りの方についても7月末までに完了することをめどに接種ができるものと思っております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁いただきました内容ですと1週間で600件の接種が可能ということであるならば、残りの853人を7月末、国で示した7月末の接種は完了できる見込みなのかなというふうに感じました。

ここで聞いてみたときに、やはり進捗が思うようにいっていなかった場合にちょっとトヨタでの一筆書きの動線を描いて効率的にやられているという事例があったので、紹介しようかと思ったんですけども、本日の新たな議案の補足説明の中でもありましたが、ワクチン接種については前倒しできていると、この状況であるならば、そちらのほうは不要なのかなと思って特に省かせていただきます。今後も事故がないようくれぐれもお願いしたいなと思いつつ、次の質問をさせていただこうと思うんですけども。

まだ予約されていない方というのは2,603名引く1,978人で、合計625人、24%いらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。この中には打たないことを選択されている方と打ちたいけれども、打てない方がおられるのではないかなというふうに思っております。私の周りでも日時については役場から連絡が来るんじゃないのというふうにおっしゃっていた方もいらっしゃいまして、ちょっと他の事例としてここで1点紹介させていただきたいんですが、「ワクチン接種「もういいや」高齢者の置き去りを防ぐには」という記事がありました。新型コロナウイルスワクチンの接種券は届いたものの何をどうしたらいいか分からない。独り暮らしなので頼れる家族がない、高齢者の中には加齢や認知症で判断能力が低下している方も少なくない、ワクチン接種が浮き彫りにした孤立、現役世代への接種も本格的に始まる中で、残される高齢者がどうになってしまうのか心配だという旨があって、こちらの事例ですと練馬の事例なんですけれども、ボランティア団体が接種するためには予約すればいいんですということをアナウンスしてくれている取組があったみたいなんですよね。

そこで、お尋ねなんですけれども、打ちたいけど打てていない方625人の中にいらっしゃるかと思うんですけども、そういった方々を救う方法につきまして答弁いただけますでしょうか、お願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの接種をしたいと希望されている方が接種できない状況にあるということは大変私たちも困っていることでございます。現在、民生委員さんに独り暮らしの世帯の方については、接種の状況について確認をさせていただいております。無理に接種を進めるのではなく、接種をしたかどうか、それから、接種をしていない方については、接種をしていないけれども、本当は接種を希望されているんじゃないだろうとか、手続ができていないのではないかなというような確認を個別にさせていただいております。また、町全体を通しては、前の議員さんの御質問にもありましたが、折り込みや広報紙等での周知を考えているところでございます。また、社会福祉協議会の中にあります包括支援センターとも連携をしております、個別で訪問をされる際にはワクチン接種についても確認をさせていただくよう連携しております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

答弁の中で、打ちたいけれども、打てていない方々につきましては、民生委員さんに御協力いただいていたりとか、折り込みで再度告知すると、包括支援センターの方々にお伺いしていただくというような取組で十分ケアはされているというか、検討されて実施されているんだなと思ったので、安心しました。

もしここで対応していなかったら、それこそ他の事例を示そうと思ったんですけども、ほかの長野でも民生委員さんがやはり接種を呼びかけるという、そういうことをされていたので、もしそういう方がおられる——方の漏れを救うために御検討いただく一つにはなるのかなと思っていたんですけども、もう既にやっけていただいているのであれば問題ないかなと思いますので、くれぐれも、せつかく打とうと思っているけど打てていない方々、そういった方を救っていただいて接種をしていただくよう努めていただければと思います。

質問を続けます。

今回のワクチン接種につきまして基本的な考え方としましては、国は望んだ方全員に接種ができる体制を整えておられますと、あくまでもこれは強制ではないわけなんですけれども、以前お配りいただいた資料を拝見したときに、今回のワクチン接種は国指示の下、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施するものとされていますが、どうしても接種を希望されない方というのも一定数いるのも事実であると思います。その中には、もう皆さんが打ってから、様子を見てから打とうと思って現在打っていない方ももちろんおられるんじゃないかなと思うんですけども、ちょっと懸念するのは、そういった打たないことを選択したことによって発生し得るデメリットというか、差別を受け、あつてはならないことだとは思いますが、差別を与えてしまう可能性があるんじゃないかなということが懸念されます。そういった方々のケアじゃないんですけども、対応として考えられるのであれば御答弁お願いいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ワクチン接種について打てない方への中傷誹謗等の心配という御質問だったかと思います。打たない方についてもですが、感染された方についても同じような状況が見えまして、やはりその方たちについては人権といいますか、そちらについては守らないといけない。それから、誹謗中傷はやめましょうというようなメッセージは常に発信していかないといけないと思っております。機会を見ましてホームページ等でもそういうことがないようにというようなメッセージは発信しておりますけれども、こちらについては常に発信し続けることが重要ではないかと思っております。接種についてもあくまでも個人の希望によりということが前提となっておりますので、そこについて注意しながらメッセージは発信していきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

私もホームページを拝見していたときに、誹謗中傷に関する県の誹謗中傷を絶対にやめましょうというような記事があることを拝見しまして、私は県のホームページからそれを最初は見たんですけども、その後遡って上峰町のホームページを見たら、ちゃんとリンクが貼られていたので、既に対応していただいているんだなということが質問を通じて確認することができましたので、よかったなと思います。あくまで今回は強制ではないので、正しい情報発信して行って、打つかどうかは国民の皆さんが判断されるというような位置づけであられると思いますので、不当な差別がなくなるよう自治体としても回避いただければと、今努めていただいているんですけども。

ここで、ほかの自治体ではどういうことをしているのかというのを見たときに、接種しないということを選択される理由があるかと思うんですよね。例えば、ほかのワクチンについては作るのに何十年もかかっているにもかかわらず、今回のコロナのワクチンについては1年という短い期間で作られているとか、いろいろネットで陰謀論的なこともいろいろ書いてあって、何が真実か見極めるというのが重要なのかなと思ったんですけども、ホームページを見てみてこれいいなと思ったのが、Q&Aを掲示している例がありました。それは福岡市の事例なんですけれども、ワクチンの接種にはどのような効果が期待できるかとか、接種は強制ですかとか、接種は有料になりますでしょうかとか、アナフィラキシーの症状とはどんなものがありますでしょうかとか、そういったことが受ける前に危ないから何となく打ちたくないと思っているんですけども、いろいろこの時代なので調べて、何が危険で何が安全かということを見極めることもできる方もいると思うんですけども、例えば、こういう情報の発信の仕方もあるのかなというふうに思いましたので、こちらはぜひとも前向きに検討していただければと思います。

ここからはちょっと要望なんですけど、ちょっとすみません、資料を取りに――失礼しましたすみません。今Q&Aのような、そういう質問に思われるようなことのQ&Aをホームページに載せてほしいという旨、要望したんですけども、併せて菅総理の会見の中でちょっと紹介したいなと思うことがあったので、ちょっとこの場を借りてお伝えさせていただきます。

警戒すべきは変異株の影響ですと。いわゆるイギリス株の割合は全国で8割を超え、また、いわゆるインド株については海外渡航歴のない方からも確認されていますと。3週間は感染防止とワクチン接種と2面の作戦の成果を出すために極めて大事な期間と考えております。皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げますと。

ここで紹介されているんですけども、福井県で4月の陽性者数の98%の感染経路を特定して、その85%がマスクなしの会話であるという旨が記載されておりました。ここで改めてちょっと調べてみたんですけども、福井県のホームページを見てみました。そうすると、福井県の陽性者、4月のうち、マスクなしの会話・飲食によって感染した方が85%、県外で感染

を発端とした方が90%を占めていると。ゴールデンウィーク中もお話マスクを徹底し、県内で過ごしましょうというようなことが書かれていて、基本的なことではあると思うんですけども、これをやっぱり徹底することで感染を抑制することができるんだなというふうに改めて感じた次第です。

同じく見ていってみると、佐賀県でも一人一人が改めて厳格な感染予防、県外への移動、会食の自粛、スナック、カラオケ等の自粛、いろんな人の集まり、友人同士でのバーベキューの自粛と、こういうことも書かれておりました。

最後に、上峰町のホームページを見たときには、県で警戒すべきことがリンクされていて、バーベキューを避けたりとか、県の内容が掲示されておりました。

ここで1点お願いというか要望、御検討レベルの話でいいんですけども、昨今コロナ禍が進んでいく中で、簡単なことでもあるし当たり前のことでもあるんだと思うんですけども、マスクをせっしゅするだけで85%感染を予防できる可能性がある。これって結構すごいことなのかなと。改めて私が言わんまでもいろんなところで目にする機会もあるんですが、ぜひとも一覧一斉配布とかされたりとかする場合であったりとか、ホームページのトップページに出していて、目につくような場所に掲示いただく、そういうことで発生を抑制することができるのであれば、ぜひとも積極的にやっていただけないかなということを強く要望しまして、この質問につきましては終わります。

次へ行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後の接種計画は、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

鈴木議員の質問事項1、コロナ禍における対応について、要旨2、今後の接種計画はについて答弁いたします。

ワクチン接種に関しましては、希望する65歳以上の高齢者への接種が7月末までに完了する予定ですので、その後接種順位の考え方を踏まえつつ、64歳以下を対象にした一般接種についても進めていきたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、6月末から60歳から64歳の方、障害をお持ちの方へ接種券の送付をし、7月上旬から予約の受付をしたいと考えております。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

接種は前倒しで進んでいて、国で示されているように、7月末での完了を予定どおり本上峰町でもできるんだなと。併せて、60から64歳の方については7月中旬から予約を開始されるのかなという答弁だったかと思います。

先ほどの質問の続きになってしまうんですけども、優先的に65歳以上の方より接種が開始されたんですけども、打っていない625名の中で様子を見てから打ちたいという人が60代とか64歳の世代のときに、あ、みんなも打って安全が確認できたんだと思って打ちに行きたいというふうに来られる方もいらっしゃるんじゃないかなと。これはそれぞれの世代でもそうですし、だんだん進めていけばこういう方が増えてくるんじゃないかなと思うんですけども、そういう方々は接種することは可能なんでしょうか、答弁をお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

今後接種を進めていく中での65歳以上の方の接種ができていない方の対応についてですが、この方たちについても今現在予約はしていないが、理由は治療中で少し時期を延ばしたいとか、そういう方にも中にはいらっしゃいます。御自分が打ちたいと思われたタイミングがあられる方については随時予約を受け付けし、速やかに接種ができるような体制は整えております。その方たちの枠も十分取った上で今後進めてまいりますので、その点についてはお知らせをしていきたいと思っております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

先輩方の方々に遅れて接種していきたいという方々についても枠を設けて対応されているということで、そのお話を聞いて安心しました。円滑に進んで、ワクチン接種は冒頭申し上げましたとおり、終息への希望であるというふうに思っております。

国の方針としては選択希望者に対して接種をするという形ではあるので、接種するのが正しい正しくないという議論ではないのかというふうに思っているんですけども、接種をすることで軽減できるのはもう間違いないという旨、私も理解しておりますので、円滑に接種される方が増えていって終息に向けて事故のないように引き続きやっていただければということをお願いして、本質問は終わります。

次に行ってください。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、現在の進捗と今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項2、中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

官民協働事業体となる合同会社つばきまちづくりプロジェクトは、本年4月23日に登記設立されました。今後はこの合同会社つばきまちづくりプロジェクトが中心市街地活性化事業を牽引していく事業体となります。現段階では組成後の内部規律を確立しつつ、予定されているプロジェクトの資金調達を図るため、金融機関等の感触を探っております。上峰町も出資している一構成員ではございますが、会社組織の在り方として今後のスケジュールについては事業を牽引していく合同会社つばきまちづくりプロジェクトから発出されると思われまゝす。進めていくべきタスクについても共用されております。発信の在り方としては合同会社つばきまちづくりプロジェクトより発出された情報については、町としても発信できるものと考えております。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

同僚議員も本質問については本当にみんなが質問していて、町民の方々が毎回同じようなことを言っているんですけども、期待されている、期待の大きいプロジェクトであるということではあるんですけども、進捗としまして協働事業体であります合同会社つばきまちづくりプロジェクトが設立されたというのは冒頭述べましたとおり一つの節目であり、ここからがスタートであるということも思っていて、今後進捗していくことを、目に見える住民の方々に分かりやすい形で進捗していくようなことを期待してはいるんですけども、ちょっと今答弁の中でありました進めていくべきタスクについては共有化されているという話があったかと思うんですが、この進めていくべきタスクというのは具体的にどのようなものがありますでしょうか、答弁のほうよろしくをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

進めていくべきタスクと申し上げますのは、細かいところ本当にいろいろございますけれども、大きく大別をいたしますと、先般、全員協議会の中で配付いたしました当面の調整という中に項目を設けてございます。例えば、内部規定調整、これは今まさに内部規定の確立をしてきつつあるということでございます。それと資金調達計画、解体除去プロジェクトの見直し見極め、それと、解体除去の工事工程とかですね、あとは基本設計、詳細設計、テナントリーシングのヒアリングのタイミングとか、あとは県、あるいはほかの官公署との調整、相談、こういったタイミングで入れていくべきかとか、こういったものがまず調整が必要になるということに関しては、これは民間事業パートナー様とも共有すべきタスクというふう

○1番（鈴木千春君）

細かい内部規則であったり、資金調達、基本設計、詳細設計等について検討がなされているという旨、答弁いただいたかと思えます。

ちょっとまず前提としまして、我々議員は上程されている議案に対して、それが正しい予

算であるかということ、事業の内容とかですね、それを見極めるべき責務があるかと思っております。そこに関わる、例えば、今回の話はファンドとか投資に関する内容が色々出てくるかと思っていて、そのファンドの内容とか投資に関する内容を執行部の方々に聞くというのはちょっと筋違いなのかなというふうには思っているものの、やはりその事業なり組まれた予算が適正であるかということ判断する上で、やはり投資に関する知識というか、プロジェクトファイナンスに関する知識が判断するには必要なんじゃないかなということを常々感じているところでございます。

そこで、お尋ねなんですけれども、ちょっと今回は恥を忍んで今現在プロジェクトファイナンスについて学んでおります。今回のプロジェクトファイナンスの手法についてちょっとお伺いしたいと思います。ちょっとここから読ませていただきますね。

プロジェクトファイナンスとは、プロジェクトにおいて資金調達を行う際、事業者自身が借入れを行うのではなくプロジェクトを遂行する事業会社を設立し、この会社を事業者として独立して借入れを行う資金調達の仕組みをいうと。これは当然当たり前のことで、今回でいえばつばきまちづくりプロジェクトにぶら下がる各プロジェクトがそれに該当するんだということは理解できました。

次に、資金調達の際の担保はコーポレートファイナンスとは異なり、事業から発する収益と事業の持つ資産のみが対象となり、親会社への債務保証を求めない。このことをノン・リコースファイナンスというというふうにあるんですけれども、このことをつばきまちづくりプロジェクトに置き換えて考えてみると、合同会社であります合同会社つばきまちづくりプロジェクトが先頭にあって、それにぶら下がるプロジェクトがさっきの全員協議会で配付されていた資料を見ると、解体とかも含めると14とかになる、今後も増えていく可能性もあるでしょうけど、それで踏まえたときに、親会社への債務保証を求めないという部分が非常に、その親会社というのは合同会社に当たるのか、それとも町なのか、それとも出資している様々な会社等いろいろな側面があるかと思っているんですよね。一般質問を通じてこのスキームに中心市街地活性化事業のプロジェクトを当てはめると、どのような解釈になるのかということをお尋ねしたいなと思って質問させていただきます。答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の御質問です。大変よく勉強されているなというふうに思いました。もう私と代わっていただきたいぐらいの——そのちょっと冗談はさておき、親会社の定義ですけれども、端的に申し上げますと、出資している会社のことになります。一般的にプロジェクトファイナンスを用いる場合は、そのプロジェクトの実行主体となる別会社なんです。この別会社というのが今回の場合で言うと、つばきまちづくりプロジェクトということになります。その別会社であるつばきまちづくりプロジェクトの名義で金融機関から借入れを行うこ

とになります。

プロジェクトを企画遂行する主体の会社から見たときに、プロジェクトファイナンスのメリットとしては返済原資が対象となるプロジェクトのために設立した別会社、つまりつばきまちづくりプロジェクトが生むキャッシュフローに限定できるということになります。これはちょっと万が一というなんですけれども、万が一不調に終わった場合とか、そういったときというのは、これはSPC的な発想です。ちょっと合同会社であれなんですけれども、SPC的な発想からすると、そのSPCを清算すればいいというような形になってくるという状況にはなりません。それで、プロジェクトへの投資を行う親会社というのは、その出資している会社に対して返済の義務が遡及してこないというのは議員おっしゃられるとおり正しいということにはなってきます。

そのコーポレートとの違いというのも議員が先ほど言われたとおりで、そのプロジェクトに対しての収益、ここに着目してのファイナンスということで御理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

ちょっとまだ勉強途中で至らぬ点があったのかと思うんですけれども、質問させていただいてちょっと理解が深まったかと思っております。親会社への債務負担を求めないというのは出資の会社であるということで不遡及のファイナンスであるということを理解しました。

この勉強をちょっと進めていくと、プロジェクトファイナンスについてはおっしゃっていた中でプロジェクトのキャッシュフローを原資にしたりして資金調達をすることができると併せて、プロジェクトドキュメントというものがこの融資に関わってくるという旨記載がありました。プロジェクトドキュメントとは何だろうなと思っていたんですけれども、先ほどの基本設計とか詳細設計とか、損益計算書とか、そういうものが該当してくるのかなとは思うんですけれども、プロジェクトドキュメントというものについてはどういったものが当てはまるのか、また、プロジェクトドキュメントという考え方で私が見ているものが合っているのかどうか、それも踏まえて御答弁いただければと思います。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

おっしゃられていますプロジェクトドキュメントにつきましては、そこをファイナンスと申しますか、そのプロジェクトを組成する座組と申しまししょうか、仕組み、どういう形で返済していくのかとか、どういう形で事業計画をしていくのかというのが軸になってくるというふうに考えています。ですので、おっしゃられているように、いわゆるPLであったりというのも一つの組成物になるだろうなというふうには考えているところでございます。ですので、そういったものを基に金融機関というのは与信を判断するような形になるんだろうというイメージでいいんだろうというふうに思っております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

プロジェクトドキュメントについては座組であったりとか、そういうPLであったりとか、返済の計画とか、そういったものが該当してくると。それを基に金融機関はプロジェクトのキャッシュフローが資金、できるかどうかということ判断しながら投資するというようなことなのかなというふうに何となく理解がちょっと進みました。

ここでお尋ねなんですけれども、プロジェクトの資金調達を図るため、金融機関の感触を探っている状態というふうにおっしゃっていたんですけれども、こちらはもう何かプロジェクトドキュメント等、作成していて金融機関に対して幾ら融資できますかとか、そういう相談をされている段階なのかなというふうに思っているんですけど、同僚議員も質問して感触についてちょっとお話しされていた部分もあるかと思うので重複するんですけれども、ちょっとその金融機関との調整、感触を探っている段階というのは何をされている状況かということをお答えをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

何か具体的な組成物をもって金融機関と既に折衝を始めているということではないです。あくまでもこういうLABVという方式を使った町としての取組、こういう皆様方に配付したような建築物とかをイメージしていると。それをするためにはこういう作業工程が必要なんだというような一応のスキーム、これを金融機関、これは、ノンバンクも含めてなんですけれども、そういったところに話を聞いていただいて、まずは興味を持っていただけるかどうか、そして、その興味を持っていただけるのであれば、もしその金融機関等が融資をするということになるのであれば、どういったものがそこからは必要になるのか、こういったものを今聞き取りしているという状況でございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

現時点ではそういう印象というか、ファーストインプレッションというか、そういう状況の中で興味を持っていただく金融機関があるかどうかというような前の段階であるのかなという段階かということに理解いたしました。ただ、同僚議員へのこれまでの答弁の中で自治体が参画されているということで与信が高まっていると。そのことによって融資を受けられる可能性が上がってくるというのであれば、民間事業パートナーにせよ協働事業パートナー事業にせよ、参画は自由だということで融資があった後とかでも参画しやすいことが言えるのであれば、地元の中企業とか、そういう地元の企業とかも参画してこのプロジェクトに関わっていけるのかなというような感じがしているんですけれども、ぜひともそこら辺に期待しております。

ちょっと関連なんですけれども、プロジェクトファイナンスでちょっと融資が難しいとい

うふうな判断になった場合に、同僚議員への答弁の中では、ふるさと納税の原資を活用しながらだと思えるんですけども、町が代わって解体をすとか、それとも、町が合同会社に貸し付けてやられるというふうなリカバリーのプランがあったかと思えるんですけども、そういったプロジェクトファイナンスで融資が得られなかった場合のプラン、重複してしまうのかもしれないんですけども、ケアというリカバリーのプランがありましたら御教示ください。答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いろんな考え方があるんですね。先ほどもちょっと別の議員さんからのお問い合わせでもそういった形でお答えしたかというふうには思っておりますけれども、例えば、限定遡及みたいな形での貸付けの方法というの中にはございますし、プロジェクトファイナンス、もちろん一辺倒ということでもないだろうというふうには思っております。

金融機関さんの中には、ちょっと同じというかあれですけども、例えば、初めから一緒に入ってやるという方法もあるんですということも中にはございます。ですので、そういった場合になると、例えば、リースバックみたいな手法だったり、そういうことも考えられるわけですね。ですので、幾つかファイナンスというのは幾つかバリエーションがありまして、相手の反応によってもその手法が若干変わってくるというのは当然あり得ることですので、そういったところも含めていろいろ感触を探っていると。もちろんプロジェクトファイナンスをメインにちょっと今考えて、座組は構築しているところではございますけれども、そういうオプションというものは幾つか持ち合わせておく必要があるんだろうなというふうには思っております。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁ですと様々なバリエーションがあって、全てプロジェクトファイナンスだけではなく様々な金融機関の関わり方があったりとか、いろんな仕組みがプロジェクトごとで違った形になってくるのかなということは理解しました。

ちょっとここからは御要望になるんですけども、同僚議員への答弁から期日やスケジュールについては合同会社で検討がなされ発出されるということで理解しております。ですが、意思決定の50%があるという点と、室長は副代表社員であられるかと思えます。その上で2点要望させてください。しっかり本プロジェクトにつきましてもスタートが切れませんでしたので、LABV方式を採用したというのは今までの遅れを取り戻すじゃないですけども、時間的な短縮が見込める可能性があるということで採用されたという経緯もあるという旨、おっしゃっていたかと思えますので、しっかり進捗させていただきますことと、あと議会と町民の方々が一番関心の強いプロジェクトでもありますので、情報発信についての議論がなされていた場合に、定期的な情報発信があるのか、それとも、進捗があったタイミングで情

報発信をするのか、いずれかの今後議論がされていくかと思うんですけれども、ぜひともその際は可能な限り積極的な発信ということを入れておいていただいて、極力情報を出していただくよう強く要望しまして、この質問については終わります。

最後一言だけいただいてもいいですか。

以上です。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

進め方につきましては、そうですね、決して平坦な道ではないとは思っております。いろいろなところが山あり谷あり、やっていくうちにあるんだろうなというのを覚悟しながらも、全体的に牽引できるような形での取組ができればという思いで進めていきたいというふうには思っております。

あと情報共有の在り方ですけれども、私どものほうとしても確知できた情報、それぞれ、その都度その都度共有していったほうがいいのか、ある程度筋が見えるような形で集積してから分かりやすい形で共有したほうがいいのか、その辺はちょっといろいろやり方があるかと思しますので、その出てきたCVに応じていろいろ検討させていただきながらも、共有という形では当然させていただきたいというふうには思っています。今回も全員協議会のほうでつたない資料ではございましたけれども、御提出をさせていただきましたが、そういうような形とかは活用させていただくのであれば、私どものほうとしてもその共有しやすいんじゃないのかなというふうには思っておりますので、そこもぜひよろしくお願ひしたいというふうには思っております。

以上です。（「次に行ってください。以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、農業課題解決の取組について、質問要旨の1番、コロナ禍に伴う人・農地プランの実質化について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木千春議員御質問の質問事項3、農業課題解決の取組について、要旨1、コロナ禍に伴う人・農地プランの実質化について答弁させていただきます。

人・農地プランにつきましては、アンケートの実施、地域の状況の地図化、地域での話し合い、取りまとめと公表という段階を踏んで実質化する流れとなっており、昨年度にアンケートを実施し、その結果を基に地域の状況を可視化した地図を作成いたしました。また、地域での話し合いの準備として多くの方の意見を取り入れることができるよう新たな話し合いの方法についての研修会を実施いたしました。実質化に向けての次の段階は地域での話し合いの実施でございますが、この地域での話し合いでは農業者のみならず地域の方や異業種の方と連携しながら、広い視野で農業課題の解決に向けた意見を取り入れていくことが重要

であると存じますので、農業者以外の多種多様な方にも御参加いただきたいと考えております。しかしながら、地域での話し合いでは多くの方が一堂に会するため、新型コロナウイルス感染症の蔓延状態が大きく影響するところであり、多くの方に御参加いただき効果的な地域での話し合いを実施したいところですが、状況によっては参加を見送られる方もおられると想定しております。

このような要素を考慮しまして、現時点では新型コロナウイルス感染症の終息後に効果的な地域での話し合いが開始できるよう準備を進めているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

人・農地プラン、現在の進捗としてはアンケートを実施しまして地図化をして研修会等、ワークショップ、私もこれは参加させていただいたんですけど、非常に有効な手だてだなと思ったんですけども、その手法を活用しながら、今まさに進めていこうというタイミングで昨今のコロナウイルスが来てしまったのかなということを非常に悔しい思いがあってですね。当初計画されていたスケジュールから見ると、これは今言ってもしょうがないですけど、4月の完了を見込んでいたものが一応9月になっているということではあるんですけども、異業種の方を交えて今後参加を募っていく、終息を見計らってやっていかれるということでは理解はしておりますが、やはりコロナ禍といえどもやっぱり農業問題の承継に関する課題というのが別に同時進行でばらで進んでいるということをやっぴり頭に入れておいていただいて、コロナが終息した暁には、早急に円滑に図っていただけるよう準備をしていただければと。これだけをやっているわけではないかと思っておりますので、ちょっとなかなか難しい部分もあるかと思うんですけども、この緊急事態がですね、緊急事態宣言中ではないんですけども、このコロナ禍における混乱が日常を取り戻したなというタイミングでぜひとも本件に関して円滑に進めていただければというふうに思っております。

次に、スケジュールをお伺いしたいので、この質問につきましては以上です。

次へ行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、人・農地プランの実質化における今後の計画とスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木千春議員御質問の質問事項3、農地課題解決の取組について、要旨2、人・農地プランの実質化における今後の計画とスケジュールはについて答弁させていただきます。

次の段階である地域での話し合いは、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況を鑑み、参加者の安全確保や感染拡大防止を考慮しまして、現時点では実施を見送っているところ

ろでございます。

今後につきましては、アンケート結果の分析を進めるなど、新型コロナウイルス感染症の終息後、効果的な話し合いが速やかに実施できるよう地域での話し合いの準備を行い、人・農地プランの実質化に取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

現在は答弁の内容としましては話し合いの機会を見送っていて、来るべきときの準備を進めているというような形で伺いました。別にコロナは課長のせいではないので、本当にしょうがないなと思うんですけども、このコロナ禍において働き方とか、買い物の仕方とか、そういう意識が変わってきて、それこそZoomでの会議をやられたりとか、本人たちがいなくても遠隔でもそういう話し合いとかという場が持たれるようなことが普及し始めているんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、もちろん農業に関われる方は先輩方が多いので、なかなか先輩方でやられる方というのはちょっと支援が必要な方もいらっしゃるのかなということは思っているんですけど、そういう考えとかというのはございますでしょうか、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問のところ、通信機器を使ったようなところでの話し合いを持って、それを持ちまして人・農地プランの作成についてはどうかというふうなところでお受けしたところと思います。

議員も御承知のとおり、やはり高齢の方も多いところでございますし、また、通信設備等も、それにつきましてもやはり経費的なところで大きな支出が伴う。また、機械に不慣れな方等もおられると思いますので、そういったところをティーチングするようなところもなかなか難しいかなというふうなところでございます。

議員御指摘のとおり、農業委員会の定例の委員会にございましては、そういったところの通信機器を用いて人を少なくして会合を開いてはどうかというふうなところの流れもありまして、県のほうからタブレットを借りまして農業委員様と推進委員様と分けて会合するような取組とかは今後検討して実施に図りたいと思っておりますのでございますが、何分申しましたところの人数は少ないところでの実施でございますので、多大な人数を集めたところ、また、配信するようなところはちょっと難しいというふうなところで考えるところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

一応答弁の中では、農業委員会の中では定例会でリモートをやる流れというのは、動き始める可能性があるというような形で触れられていたのかなというふうに思います。

なかなか先輩方でITに精通されている方というのが少ない状況の中で円滑に進めていくというのは難しいのかなとも思うんですけど、今の状況下においては何か一つの変わるチャンスなんじゃないかなというふうに私は思っていて、それこそ今まで市場に出していた方とか商店に出していた方とかが緊急事態宣言とかで営業とか時短、縮小になったり、あと消費行動の低下によって価格が下落された方々に対してはインターネット販売をすとか、そういった一つのきっかけに、ITに触れるとかIT化を進めていく一つのきっかけとかチャンスなんじゃないかなと私は個人的に思っている部分がありまして、私の先輩方、周りの先輩方でちょっと携帯を買い替えるという方にはぜひスマホを勧めているような状況ではあるんですけども、今回のコロナ禍で混乱している状況の中で人・農地プランを進めていただくということをですね、ぜひ終息した暁には円滑にやっていただけるよう計画というか、放置せずに意識を持ってやっていただければということを強く要望します。最後に意気込みをお願いします。その意気込みをもちまして私の質問を終わります。

以上です。

○産業課長（日高泰明君）

議員も御承知のとおり、コロナ禍で時間的な余裕は事務局のところではちょっとあるようになったかなというふうなところもございまして、今分析作業で年齢構成ごとの耕作をされている方を地図化しました地図でございまして、アンケートに取りましても丁寧な分析ができていところと思います。終息した暁には、そういった分かりやすい資料を基に地区のほうに出向いていきたいと考えておるところでございまして。

以上でございまして。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

2番大川徹也君、お願いします。

○2番（大川徹也君）

皆さんこんにちは。2番大川徹也です。ただいま議長より登壇の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は質問を大きく3つに絞りました。コロナに関する事、また、行政手続きのオンライン化に関する事、また、地域通貨についてです。

質問事項1、新型コロナウイルス感染症対策について、質問要旨1、コロナ禍の影響で生活が困窮する世帯への支援をどう考えるか。

政府は現在、コロナ禍による生活困窮者や生活困窮に陥りそうな方へ、期限付の特例措置として多種多様な生活等支援策を打ち出していますが、当町としての取組についての考えを伺いたく質問します。

質問要旨2、自発的なPCR等検査の費用助成をどう考えるか。

2020年1月頃より都会を中心に急速に感染拡大し始めたこの新型コロナウイルスは、2020年8月には、のどかなこの上峰町にもやってきました。そして、それ以来、今年6月1日時点で、当町でも合計28名の方々が罹患されました。本人をはじめ、家族や職場、学校の仲間など、身近な方々の心身に大きな苦しみや心配をもたらしました。

ウイルス検査は、症状のある本人や濃厚接触者と認められた方は無料で受けられますが、それ以外の方で、濃厚接触者ではないかもしれないが、接触はあったので、自分は大丈夫だろうかと心配しながら仕事や学校等に通う方は無料の対象ではありません。また、感染拡大地域から当町に仕事で通勤している方や引っ越しで転入される方、また、逆に出張で感染拡大地域に行かれた方などは、逆に周囲が心配することは想像に難くありません。そんな彼らがPCR等の検査を受けようとする、例えば、PCR検査の場合、その費用は20千円から30千円かかります。それを全額自費で賄わなければなりません。このような状況に対して、住民の安全・安心のために既にPCR等検査費用の助成の施策を打っている自治体もあります。この問題に対する当町の考えを伺います。

質問要旨3、新型コロナウイルスワクチンの接種計画と計画進捗状況等はどうなっているか。

新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることで新型コロナに対する免疫力がついて、感染しても重症化を防ぎやすいということでワクチンを受けます。特に重症化しやすいと言われている方々を優先的に、当町でも今年4月1日から65歳以上の方を対象に新型コロナウイルスワクチン接種予約が始まりましたが、当町でのワクチン接種のスケジュールとその進捗状況等をお伺いします。

質問事項2、行政手続きのオンライン化の推進について、質問要旨1、行政手続きのオンライン化についてどう考えるか。

令和元年5月、改正デジタル手続法により、地方公共団体の行政手続きのオンライン化が努力義務とされました。これは、行政の効率化、そして、それに伴う職員の負担軽減や組織のスリム化につながると思います。この時代ですが、自治体、経営の在り方の変革期、転換期を迎えていると思います。

質問事項3、地域通貨について、質問要旨1、地域通貨とは。またそれを利用する計画の説明を。

平成31年3月の第1回当町議会定例会において、町長の施政方針の中で、当町の地域通貨制度導入について初めて聞きました。そして、令和2年12月から令和3年3月にかけて、電子地域通貨「ミネカ」を利用したクーポン事業が行われました。これはこの地域通貨制度の中で重要な役割を担うようです。そして、本年、当町の町長選で現町長は、コロナ禍支援で地域通貨等に当町の基金の半分に当たる30億円を使うと発言していました。全体像が分かるように、また、具体性を持って説明をいただきたいと思います。

以上、明確な答弁をよろしく申し上げます。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、新型コロナウイルス感染症対策について、質問要旨の1番、コロナ禍の影響で生活が困窮する世帯への支援をどう考えるか、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

大川議員の質問事項1、新型コロナウイルス感染症対策について、要旨1、コロナ禍の影響で生活が困窮する世帯への支援をどう考えるかについて答弁いたします。

令和元年度と令和2年度を比較しますと、生活保護の相談件数は約1.8倍ほど増えております。また、生活困窮だけではなく、介護や医療など複雑な課題を抱えられている方も多く、包括的な相談支援体制と専門機関との連携が必要になってきております。個々の課題解決に向け総合支援事業を行っている社会福祉協議会や各種機関と連携し、生活困窮者の自立に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

コロナ禍によるものだけではなく、いろんな問題が複合的に絡み合っている生活困窮に対して、町としては解決に向けて取り組んでいきたいという気持ちは分かりました。

それでは、さらに質問をいたします。

当町が行っているそれは、今回の場合はコロナ禍の影響で生活が困窮する世帯へということですが、当町独自の施策は行っているのでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

コロナ禍における当町が独自で行っている施策はということに関して御説明をさせていただきます。

健康福祉課所管ですので、そちらの、私の担当部署のほうでの管轄の説明をさせていただきますと思っております。

当町が行っている独自の政策というのは、今のところ、現在では健康福祉課ではございません。コロナ禍の影響で生活が困窮する世帯の支援として、今現在、社会福祉協議会が窓口となっています。

コロナの影響で休業した人、それから、失業した方を対象に、緊急小口資金、それから、総合支援資金（特例貸付）等がございます。それから、7月から国が打ち出しております自立支援金として給付制度が設けられております。生活保護の相談や申請に対応するとともに、社会福祉協議会と連携しながら対応しているところでございます。

また、保険料の減免等については、国民年金ですとか介護保険料、後期高齢者保険料については減免等の相談を受け付けております。

こちらのこれまでの制度については、国の補助を受けて政策をしております、町独自と

いうものは現在のところございません。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

現在、国は多種多様なコロナ禍による生活困窮世帯への支援策を打ち出しています。

健康福祉課では、当町独自の施策はないということでありましたが、町長、ほかの課で当町独自の施策を打っているところはありますか。

○町長（武廣勇平君）

町独自の取組について、各課で行っているものについて総覧してまとめている資料がありますので、概要について私のほうからお伝えをさせていただきます。

まず、先ほど健康福祉課の分につきましては、総合支援資金と小口資金の二階建ての国のほうの施策として進めておられましたので、3か月間、最初に、3か月間の総合支援資金と緊急小口の3か月間、その後に、町といいますか、社会福祉協議会独自の施策として、それでも困窮する世帯に対して3か月間の融資を——融資といいますか、失礼しました、支援資金を給付する事業を掲げております。

しかしながら、これは国のほうでこの総合支援資金と緊急小口資金の延長、さらに、融資から給付という形にだんだん制度が変わってきている現状でございます、何と申しますか、貸付けをそのまま延長するということが適当ではないのではないかと申すことで、私どもとしましては、その加えての施策が必要とされているというふうに認識をしております。

また、上峰町独自の取組ということで、生活困窮世帯ということでなければ、産業課のハコミネ町民市、これは生活困窮世帯もきっと含まれるものだと思いますけれども、あるいは社協におきますフードバンク事業、これは配食アウトリーチ支援と併せて実施をしております、実績も出ております。特に対面型サービスのほうで景気の落ち込みがひどくあるという現状でございますので、二極化しているというのが今のコロナ禍の現状です。

先日、日銀の佐賀事務所の所長の話を確認する機会がありましたけれども、景気は二極化していて、消費動向や様々なものを見ても、貯蓄の状況も——貯蓄は増えているということで、企業においては、対面型サービスの部分がすごく落ち込んでいるという状況であるそうでございます。そうした対面型サービスに従事されておられる、特に飲食店の、夜間の飲食店の従事されている方々の生活支援資金等の貸付けが多いように私自身記憶しております。よって、社協についても、こうした方々にフードバンク事業を実施したところ、この実績も出ているというふうに聞き及んでおります。

また、アウトリーチ支援としては、買物支援サービスを使ってフードバンクで頂いている食料を買物支援サービスとして届けるようなことも、これも社協のほうで実施をさせていただいております。

また、これは生活困窮者というわけではありませんが、小・中学校休校に伴い経済的負担

が増加した子育て世帯へ、児童・生徒当たり米5キロとそうめん2キロを昨年の6月20日、21日、27日に配付をしました。子育て世帯応援事業ということでございます。

また、議員御案内のように、農業生産品の消費拡大支援、タマネギであつたり牛肉であつたり、今、ハコミネ町民市という形で場のくくりをしておりますが、それぞれコロナ対策の中での事業等に充てて進めているところでございます。

あとは、ちょっと私が思いつく限りではそのようなところではないかというふうに思っておりますが——あつ、上峰町の中小企業・小規模企業応援給付金、これについては議会の御理解も得まして、最大2,000千円、減少率20%から50%未満については最大1,000千円ということで実施をしまりました。このようなところがこの独自の取組ということで、町の広報紙においてまとめたコロナ禍における対策かと理解をしております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今回私が質問をさせていただいているのは、生活が困窮する世帯、こういった世帯をまずどうやって見つけるか。先ほど町長の言葉にもありましたように、アウトリーチ、なかなかこういう状況にあるときに自ら助けてくださいというのが困難な方、困難という、そういう気持ちに人はなるんじゃないかと思えます。

そこで、こちらのほうから——そうかもしれない、そういう可能性があるということ把握し、こちらのほうから働きかけるアウトリーチの手法によって、今——が必要です。そして、それがフードバンク事業などで今活躍をしているというふうにお伺いしましたけれども、当町でも改めてこういう世帯がまず存在するのかどうかということの調査から入ってみてはいかがでしょうか。多分ここにいらっしゃる方々は、本当にお金でお困りの方というのはちょっといないかもしれませんが、勝手な想像ですみませんが。しかし、以前ですね、私の先輩からお伺ったことがあります。その方は保育事業に長年携わつて、児童・民生委員も長年なされた、本当に立派な方なんですけれども、やっぱり上峰町にも生活で困つて、そして、児童虐待と呼ばれるような状況にある家庭もありますという話がありました。やはりお金がないことで、家族の中でも弱い者への影響、被害が及ぶということは家族の中でもあり得ると、こういうことです。

ですから、こういう行政は、特に日本ではそうなんじゃないかと思うんですが、すごく福祉的な仕事をする立ち位置にあると思います。ですから、それはどういう手法を取るかは、それは行政のやり方を尊重したいと思えますけれども、そういう取組ですね、生活が困窮するこの時期に、この生活が困窮する世帯に対するアウトリーチ的な支援を行うということをお願いしたいと思えます。

ちなみにですね、平成の31年です、私が議会に登壇させていただいた最初の定例会だったと思いますが、そのときに町長、これは現町長と同じ町長ですね——の施政方針の中で、い

ろんな支援の発表がありました。

その中で、これはちょっとコロナ禍とはまた別なんですけど、ひとり親家庭への支援ですね。未婚のひとり親家庭への支援については、国の施策として児童扶養手当受給者に対して手当を17,500円上乘せする形で行う予定ですと、このような施策の発表がありました。もちろんお金を出せばいいのかという議論も確かにあると思いますけれども、本当に困っているときにはこの現金がとてもありがたく、ありがたい存在、その家庭を温める、その家庭が仲よくするためにもありがたい存在だと、ものだと思います。

また、町がアウトリーチ的な手法で支援を、そういうものを探していくとか、そういう働きかけていくと同時に、これは提案なんですけど、広報等で、国をはじめとして様々な支援策を出しているんですよね、この時期は、もう信じられないくらいのお金を使っていますので、ぜひこういったものがあるよというのを広報紙等で、手法は任せますけれども、お知らせする努力をさらにですね、されてあると思いますけど、ちょっと私まだよく見たことがないので、さっきの小口支援なんかもそうなんですけど、自分から探さないとなかなかちょっと分からなかったりもします。

こういったことを上峰町として行うということについて、ちょっと私は御提案をさせていただきたいんですけども、どのようにお考えになるか、ちょっと答弁をお願いします。担当課長、もしくは町長をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

大変ありがとうございます。告知がやはりしっかりと伝わらないという側面が行政の広報には常にあるという自覚をただしていただいております。

本当になかなか、広報紙に載せたといっても、新型コロナウイルス感染症対策のメニューの中の一部として掲載しているのみでは、本当にコロナ禍において困窮世帯に必要な情報が届いているかというところとそうでない可能性もあると思いますので、そういった枠を設けてですね、しっかり——生活支援資金については、これはかねてからある事業でありますけど、ここはちょっと見直しをですね、先ほど少し触れましたけれども、見直しをさせていただいて、より住民に分かりやすい形、必要な住民にとって必要とされる形をつくらなければいけないなというふうな問題意識を持っております。

国も何か貸付けから給付へというような状況が出てきている中、どうしてもやはりその方、当事者の方のことを考えれば、国の生活支援資金、あるいは小口資金等のほうに促してしまいがちですが、基礎自治体、一番住民に近い窓口にある社会福祉協議会として、もっと使いやすさを考慮して考える施策ができないかという視点でですね、今後、大川議員の御指摘も受けましたので、社会福祉協議会の中で構築していきたいと考えております。

また、今後の様々なコロナ禍における影響を受けた世帯、あるいは個人に対し、企業に対してですね、どういう告知の仕方をするかについては健康福祉課長から答弁をしたいと思います。

ます。答弁漏れも含めて答弁をいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

生活困窮者の方の対応といいますか、これからの周知の仕方についてですが、まず、相談しやすい体制をつくるということで、総合的な窓口を開設することと、それから、制度においても分かりやすい体制を取りまして、住民の皆様にお知らせをするような形を今後取っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、4時15分まで休憩いたします。休憩。

午後4時 休憩

午後4時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

質問要旨の1番から、2番大川徹也君よりお願いします。

○2番（大川徹也君）

それでは、改めて、これは担当課長及び町長にお伺いします。

先ほどの話の中でありましたコロナ禍の影響等で生活が困窮する世帯への様々な支援策、国、県、そして、当町独自の支援策、これらの周知、また及びアウトリーチ的手法で、そういう世帯の方を取り残さないような努力、こういったことを行うというふうな答弁を得たと理解をしております。まず、ちょっとそれで間違いないか、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

申し訳ございません。施策の説明を媒体として広報紙で、困窮者、あるいは生活支援という項目を設けてですね、広報紙等で分かりやすく説明していくということ为先ほど申し上げました。

生活困窮者については、社会福祉協議会で生活福祉資金等を民生委員様の御協力を得ながら現在オンデマンドにやっているような状況でありますけれども、こういうやり方を見直す余地があれば、そういうふうに改善をしていく必要があると思います。しかしながら、アウトリーチ支援という形で一人一人に働きかけていくということが実質的に可能なのか、体制的に十分なのか、その点も考慮する必要があります。

先ほど私がアウトリーチという言葉を使いましたのは、配食支援のことです。コロナ禍で感染者との濃厚接触が疑われる方に対する配食アウトリーチ支援をフードバンク事業を活用して行っておりまして、買物弱者支援という形でスーパーマーケット等から食料品を買い、それを届ける支援をしております。フードバンクについても同様に、これは濃厚接触者以外の生活困窮者も対象にしながら行っていることを御説明させていただく際に、アウトリーチ支援という言葉を使わせていただいたところです。

よって、広報紙等、あるいは社会福祉協議会等の発信手段を見直しながら、こうした分かりやすい発信の仕方を考えていきたいという旨で理解していただければありがたく存じます。

○2番（大川徹也君）

今、当町ができる、現在の町政でできる範囲というか、できる能力、できる優先順位というものがあるでしょうから、そこは尊重はしますが、まず知っていただくこと、こういう制度がありますよと、こういう生活を助けてくれる制度がありますよということのお知らせというのは、まずもって大事だと思います。

しかし、これは本当に迅速にやらないと、特例措置の、国の制度は今回は特例措置の法律がほとんどなので、時期が来たらあっという間に終わってしまいます。そういう制度もありますから、そういったことも含めて、そしてまた、最新の情報も、またそれに代わる施策がある場合というのもよくありますので、そういったことも含めて周知を継続的に行っていただきたいと思います。

それをいつやられるのかと、そこが一番気になる場所ですが、明確に今は何月とかいうのが言えるかどうか分かりませんが、大体のめどをお聞かせ願えたらと思います。町長お願いします。

○町長（武廣勇平君）

今、議員がおっしゃったことを真摯に受け止めてまいりたいとは思っています。

先ほど言われました国の制度、生活困窮者向けの制度の詳細についても周知をするようなことも含めて検討していきたいと思っています。特に当該市町村、上峰町の社会福祉協議会の生活福祉資金については、その事業の国の立てつけの中で補完するような事業が組み立てられるかどうか、否かも含めて検討した上で、それが出来上がってからの告知となることになると思います。この点は社会福祉協議会の中での話ですので、この議場での議論には向かないかもしれませんが、健康福祉課を通じて、この点も私も社会福祉協議会、所管しております——所管といいますか、担当しておりますで、社協のほうで伝えていく努力をしていきたいと思っています。まず事業、施策の構築ができるかどうか、ここが非常に重要だと思います。

以上です。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

質問要旨2番、自発的なPCR等検査の費用助成をどう考えるか、執行部の答弁を求めま

す。

○総務課長（矢動丸栄二君）

皆さんこんにちは。大川徹也議員の質問事項1、新型コロナウイルス感染症対策について、質問要旨2、自発的なPCR等検査の費用助成をどう考えるかという御質問に対しお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染を疑われ、医師等にPCR検査、または抗原検査が必要と判断された者は自己負担はないのですが、全国のいろんな市町で新型コロナウイルス感染症について無症状者から拡大感染を防止するため、発熱等の感染を疑う症状や明確な陽性者との濃厚接触はないものの、感染への不安を持つ方が自らの意思で検査を希望する場合や、町民の不安解消、町内事業所や町内福祉施設等の安定的な運営支援を目的にPCR検査費用を助成されております。

PCR検査費用を転入者や福祉施設等への新規入所者に対し全額助成したり、一部助成をされたりもしております。そうすることにより、感染拡大、施設内のクラスター発生を未然に防止するとともに、施設職員や事業所従業者、家族の不安を軽減することができると思います。

町としましては、現在実施中の新型コロナウイルスワクチン接種を最大限に優先することが、全国的にもワクチン接種により感染の予防となると考えております。

自発的なPCR等検査等の費用助成につきましては、今後検討する案件として庁内協議を進めてまいりたいと思っております。

以上、大川徹也議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

今、総務課長の答弁をお伺いしていましたら、上峰町はPCR等の検査費用助成をもう既に行っているんだと、そう思うような答弁内容に聞こえたんですが、最後に検討という言葉が出たので、これはちょっと私の理解力の問題なのかもしれませんが、費用助成を現在、まざっているかどうかを教えてください。

○総務課長（矢動丸栄二君）

すみません、ちょっと私の説明がまずかったと思います。

まず、町での自発的なPCR等の検査等の助成は行っておりません。今後その助成に向けて検討する案件、検討をしていきたいと、庁内協議を進めていきたいということで申し上げたところでございます。

以上になります。

○2番（大川徹也君）

実際に身近なところでコロナウイルス感染者が出た方は、本当に人ごとではなく、こんなに心配なものなんだというものが感じられます。

実際、冒頭の総括質問の中でも申し上げましたように、特に濃厚接触ではないかもしれないけれども、接触があったので、自分は大丈夫だろうかと心配しながら仕事や学校等に通う方々がおられますし、また、身近なところに感染拡大地域から通勤しておられる方とか、新しく転入された方、感染拡大地域と呼ばれるところから転入される方が来られたときに、周りの方が心配をすることは想像に難くありません。実際、ただ、1回の検査が佐賀県では20千円から30千円です。PCR検査を受けられる場所も限られています。上峰町で身近なところは鳥栖まで行かなくちゃいけませんから、鳥栖の民間病院まで行かなくちゃいけません、そのようにある程度手間暇がかかります。その上、費用もかかります。

実際に、いろんな市町がこういった不安を払拭するためにいろんな施策を打っています。例えば、福岡県の大野城市なんかは全額負担でPCR検査を受けさせていますし、福島県のいわき市もそうです、全額負担でした。愛媛県の宇和島市は半額補助などでした。もちろんこれは本当にお金が、町がその分を負担するという話を今お願いをしている提案、お願いをしているところなので、それが無造作にずっと使われたら本当に大変なことだということは私も重々承知しておりますが、いろんな条件等をつけて、こういうPCR検査や抗原検査、抗体検査など受けられるようにしている自治体はこのようにあります。

当町も今検討すると担当課長のほうから答弁をいただきましたが、本当にそれはありがたいことですが、それではね、じゃ、具体的にいつこの結論が出るのか。もう今、真っ最中です。今はオリンピックに向けて国も政府も力を入れてウイルスワクチンを打つようにしていますけど、果たしてどうなるか。リバウンドもすごく今指摘されています。油断したら、あっという間にまた元の感染率に戻りますよという専門家がテレビで言うようなこともあっていますが、このようなときに、人によってすごく心配性な方、ただでさえ普通心配な、コロナにかかっているかどうかというのが自分は心配な上に、自分もそうですし、家族に対しても、職場や学校に対しても、そういう思いを抱きながら、戦々恐々としてそういうところに、職場や学校、家庭に行くというのが、何というんでしょうか、私たちが思っている以上に大変な方もいらっしゃると思います。

冒頭説明、総括質問の中でも言いましたけど、町長は今回の町長選挙で、こういうコロナ禍におけるいろんな、経済的なことも含めてそうですが、大変な思いをしている方々に30億使うということを言っているじゃないですか。ですから、言っているからやれとか、やらなくちゃいけないとか、そういうちょっと強制的なことを言うつもりはなくて、そういう気持ちがあるのだから、その検討しますはいんですけど、具体的にじゃ、いつ判断を、それをもたらえるかということをお答えをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

暫時休憩をお願いいたします。議場でのやり取りにしっかりと答えるために、2回出てきましたが、私の公約に30億円の予算を使うということが前提の議論になっていますので、そ

の点をちょっと大川議員とすり合わせた上で、事実確認をさせていただいた上でちょっと答弁を申し上げたいんですが。

○議長（中山五雄君）

今、町長のほうから暫時休憩の願いが出ておりますが、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。休憩。

午後 4 時 32 分 休憩

午後 4 時 50 分 再開

○議長（中山五雄君）

大変お待たせいたしました。

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思いますが、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

これより一般質問の質問要旨の 3 番、執行部からの答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

大変お時間をいただきまして申し訳ございません。

大川議員の御質疑の中での話で、大川議員が確認された佐賀新聞が掲載しておりますユーチューブ動画、すなわち当選後の所信を述べる場面の 8 分の動画がありましたけれども、そこで私が申し述べたことがきっかけで、こうした時間を頂戴いたしました。私が選挙戦で財政健全化の規律を訴えておりましたものですから、基金を半減させるような事業についてはやるべきでないという趣旨の後、しかしながら一方で、コロナ禍で疲弊している住民の、生活が困窮している方々に対することを申し述べまして、そういう声をたくさん受けたということ、それを申し述べまして、地域通貨「ミネカ」を利用し、事業者、生活者を支援していく旨の発言をした場面で誤解をされたところでございます。

私自身も今回の御質疑の、御下問の趣旨はPCR検査の費用助成をどう考えるかということ、そこであられると思いますので、その点について誤解を解きながら、PCR検査の費用助成について私の考え方を申し上げます。

これは今、大川議員がおっしゃっておられるのを拝聴しながら 1 つ、まず、やはりワクチン接種を優先するということはある一方で、一番気にするのは財源の問題というよりも、健康福祉課はじめ、ワクチン接種体制に影響を与えないかということ、そこであり、そういった今の体制が疲弊している現状があるから、今回補正予算を組ませていただいている部分も

ございますし、であれば、別の課で対応できることがないかということで確認をする必要もあるなと思って、しばらく時間はかかるものだと思います。

これは議会、議長からもPCRについての御要望をいただいたこともございますので、接種をまず迅速に終えた後、必要性があれば、ワクチン接種の後にPCR検査、あるいは簡易キットでも結構だと議長からは言われたと記憶していますけれども、簡易検査キットについての補助を行う、あるいは助成を行う等を考えていきたいというふうに思っておりましたが、先ほど申された感染者ですね、感染者に接触している人に限定する形で何らか、本当に今現在も検査を受けたいと言われる方に対する支援というのはいり得ないか、それほどの課でやるべきか、こうしたことを持ち帰って検討する必要があるなというふうに、話、議論を聞きながら思っておったところでございます。

よって、総務課としても、これから健康福祉課の今の実情というのを把握した上でお答えを見いだしていくものと思いますので、どうぞその点、御理解いただきたく存じます。

以上です。（「議長、次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

質問要旨の3番、新型コロナウイルスワクチンの接種計画と計画進捗状況等はどうなっているか、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

大川議員の質問事項1、新型コロナウイルス感染症対策について、要旨3、新型コロナウイルスワクチンの接種計画と計画進捗状況等はどうなっているかについて答弁いたします。

ほかの議員からも同様の質問をいただいておりますので、同様の答弁となりますことを御了承ください。

新型コロナウイルスワクチン接種については、3月31日から65歳以上の対象者2,603人に接種券を送付しました。4月1日から予約受付を開始し、5月31日現在で1,978人、76.0%の方が予約を完了しております。

接種に関しましては、4月19日から医療従事者への接種、4月27日から町民センターでの集団接種、5月7日から高齢者施設での接種、5月15日から医療機関での個別接種を開始しました。

6月6日現在で、1回目の接種をした方が1,125人、43.2%、2回の接種が完了した方が188人、7.2%となっております。医療機関と連携しながら、7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種が実施できるよう進めてまいります。

今後のスケジュールにつきましては、6月末から60歳から64歳の方、障害をお持ちの方へ接種券の送付をし、7月上旬から予約の受付をしたいと考えております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

WHOによると、免疫保持者が7割ほどになると感染率が下がるとのことです。もちろん強制的ではない方法で、当町で接種者の割合を高めるためのアイデアがないか、お伺いしたいと思います。

現在高齢者、65歳以上の高齢者と呼ばれる、65歳以上の方々に関しては高い接種率が見込まれるだろうと思います。ただ、60から64歳、また、今後それ以下の方々、未満の方々の接種をそういう方向でいくときに、これは自由意思ですから、受けない方々も多々出てくるかと思えます。

理由としては、先ほど同僚議員からもありましたように、短期間でできた新型コロナウイルスワクチンに対する不安であったりとか、実際に若者が今、医療従事者や福祉事業従事者は受け始めていますけれども、大きな痛み、筋肉注射ですからその痛みもあります、肩が実際上がらないとか、倦怠感が続くとか、熱がもう7度から、7度4分前後続くとか、そういう話が実際にお伺いをします。こういった話が伝わるときに、やはり若いから仮にかかっても無症状であったり軽症であるから、そういう具合が悪くなるようなワクチンだったら打ちたくない、という風評的なものが発生することは十分に考えられます。

しかし、WHOの話によると、免疫保持者が全体の7割ほどになることによって、よい効果、よい社会状況、そういう感染率の低下が見込まれるということです。これは全世界を見るときに、まだまだそう7割もまずワクチンが行っていませんので、全世界で見るとまだまだ先のような気はしますが、日本国内において、その7割というのをある目標値に仮に置くとすれば、そういった今後若い、65歳未満の若い層で接種割合というのが果たしてどのくらいいくのだろうか、と、低くなる心配があります。

実際にアメリカでは、接種を受けてもらうために宝くじのような制度を設けているそうです。そのほか、それで当選した若者もいるとニュースであっておりました。

また、各自治体でも、例えば、大阪の羽曳野市なんかは2回接種した方には2千円分の商品券が与えられたり、福岡市ではお金ではないものの、24時間接種できる体制を整えた場所を提供したり、また、これはどこの自治体かちょっとはつきりしませんが、ドライブスルーですね、車椅子利用者や歩行が困難、歩行移動が困難な方を対象にしたドライブスルーであったり、このような様々なアイデアを用いることで接種率を高めようとしています。

当町において接種率を、接種者の割合を高めるためのアイデアというのは、現在のところ何か考えているでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

接種率を高める取組はということで、先ほどWHOの集団免疫が65%から70%、抗体を持つ方がいれば接種率が上がり、行動の制限が解除できるというようなお話を伺いました。この数字はやはり目標となるべき数字なのかな、集団免疫がつくためには65%から70%ほどの方に接種をいただいたほうがいいのかなということを思っております。

接種率を高める取組、インセンティブ的なもののお尋ねかと思えますけれども、現在、接種をされた方について何かポイント的なものを差し上げるとか、クーポン的なものを差し上げるという取組は今のところ計画はしておりません。ただ、高める取組としましては、やはり個々の状況に応じたというか、今、職域の接種のほうも1事業者さん、手を挙げていただいております。また、先日御説明させていただきましたエッセンシャルワーカーの方についても、また今後個別に対応していきたいと思っておりますので、業種、職種を含めたところ、それから、年代を含めたところ、それから、学校の世代の方というふうに、各世代別の取組を細かく行っていきたいと思えます。

以上でございます。（「では、議長、先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、行政手続きのオンライン化の推進について、質問要旨、行政手続きのオンライン化についてどう考えるか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（矢動丸栄二君）

大川徹也議員の質問事項2、行政手続きのオンライン化の推進について、質問要旨1、行政手続きのオンライン化についてどう考えるかという御質問に対してお答えいたします。

経済産業省では、DX、デジタルトランスフォーメーションにより、文書や手続きを簡単に電子化するだけでなく、ITを徹底的に活用することで、手続きを簡素、便利にし、蓄積されたデータを政策立案に役立て、国民と行政、双方の生産性を抜本的に向上することを目指し、推進されております。この中に町の業務も改善されるということになっております。

その一方、住民のサービスの一環としましては、令和3年3月19日、総務省により自治体の行政手続きオンライン化について示され、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して原則全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にすることとされております。

具体的には、35の手続きを対象となっております。子育て関係では児童手当等の手続き、保育施設の利用申込み、児童扶養手当の現況届など、介護保険では要介護・要支援認定の申請、介護保険負担限度額認定申請書、居宅介護福祉用具費購入、住宅改修費申請などあります。

また、被災者支援関係では罹災証明書の発行申請、自動車保有関係では県で行う自動車環境性能割の申告納付、自動車税の賦課徴収に関する申告報告、自動車保管場所証明の申告などとなっております。

国では、マイナンバー保有申請受付数は全国で2021年3月10日現在4,000万人を突破し、積極的、集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進めることとなっております。

現在、上峰町では、児童手当の様式、保育関係の様式が受け取ることができますが、国が示すデジタル化による利便性の向上に向けて、行政手続きの検索やオンライン申請ができたり、行政機関からのお知らせを受けたりすることができる自分専用のサイトを充実させ、町として取り組む必要があると考えております。

以上、大川徹也議員の質問の答弁を終わらせていただきます。

○2番（大川徹也君）

上峰町も、国、総務省による国の指針の公表及びオンラインの利用促進に関する指針であったり、指針ですね——をお伺いされたということで理解しました。

それで、実際に今後そのような、この流れはもう止まらないと思いますし、こうなっていくんだろうというのは、想像は容易にできるんですが、ちなみに現時点上峰町が行政手続きにおいてオンライン化している手続きが何かございますか。何がありますか。

○町長（武廣勇平君）

総括的に多分今、情報を収集していると思いますけれども、1つ思いつくのは、これまでふるさと納税27万件の処理は、このA I O C Rがなければちょっと処理できなかった量だと思います。このA I O C Rを導入したのが4年ぐらい前だと思いますけれども、それで処理が一時にはかどりました。ふるさと納税の業務はかなり厳しい状況にあったものですから、業務委託を通じてA I O C Rを搭載したふるさと納税管理システム、そして、ワンストップ特例申請に関する受付業務の自動化を推進するA I O C Rが開発されたものですから、いち早く導入をいたしまして、ふるさと納税ポータルサイトでも導入が始まり、今や全国750の自治体がこのA I O C R、福岡の会社のシステムを利用されていると認識しています。

このそれぞれの部署で、R P AだとかA I O C Rについては、それぞれ事業者が提案をしながら進めているという状況がございますので、指針といいますか、町のほうでどういう指針でこれを導入していくかというものはいまだございませんけれども、やはり提案一つ一つを聞きながら、これによって省力化、あるいは時間短縮等ができるという、踏んだものを職員がしっかり理解し、そしゃくし、それで、使いたいということで導入をしていくことが必要なのではないかというふうに考えてございます。

○総務課長（矢動丸栄二君）

先ほどの議員さんの質問ですけれども、現在オンライン化している業務としましては、図書館の図書貸出予約をしています。それともう一つ、地方税の申告手続き、通称e L T A Xと申しますけれども、申告の手続きがオンライン化でできるようになっております。

以上になります。

○2番（大川徹也君）

そもそも行政手続きのオンライン化は、行政手続きの効率化、それに伴う職員の負担の軽減、また、組織のスリム化などの効果が期待されます。

上峰町もふるさと納税のワンストップ制度をはじめ、図書館の図書貸出予約や地方税申告手続きなどをオンラインで今行っていると伺いました。

総務省のほうからデジタル・ガバメント実行計画というのが出されていて、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きとして幾つも挙げられています。こういったそういうものの指針とかに対して、当町はどのような姿勢でこれらを取り入れてというか、実行していくのか。つまり、今後段階的なそういう計画ですね、いつ頃何をするというような、そういう計画というのは今あるんでしょうか、まずそこでちょっと伺います。

○町長（武廣勇平君）

御下問の計画については、そうした指針等も計画もつくっていないのが現状でございます。

先ほど申しましたように、そういったことも演繹的に入れることを決定して入れていくというよりも、どちらかというと、各部署において帰納法的に必要性があるというふうに職員が判断し、導入していくという流れが一番組織のためにもよいのではないかという視点で、そういう姿勢で今後DXについては考えていくべきなのかなと思う一方で、県のほうも、今度デジタル庁ができることを受けて、DXについての推進を先日のGM21でも紹介がされ、県としても導入していく流れが進んでおります。県が進めていく施策と一緒にのっかってやっていく部分は出てくるんだろうと、こう思いますので、言葉どおりではないかもしれませんが、一つ一つ各事業ごとに省力化がかなうのであれば、それに我々も、その流れに追随していきたいというふうに考えているところです。

○2番（大川徹也君）

今、町長の答弁の中で、帰納法的に各部署から提案される手続きを順次行っていくことがいいのではないかというものでした。もちろん各部署の仕事は各部署の署員が一番よく分かっていると思うので、それはそれで結構だと思いますが、もう一つ視点を持っていただきたいのが、ちょっとこういう言い方をすると上から目線みたいで申し訳ないんですが、それを、行政サービスを利用する町民のやっぱり利便性というものをそういう視点で持つことというのも、やはり今回の答弁の中で、そう思っているかもしれませんが、ちょっと欲しかったなと思います。

というのが、例えば、本当に簡単なことですね、今、総務課長も言われましたが、例えば、児童手当等の現況届、郵送されてきますよね。そして、そこにもうサインをするだけの本当に簡易なもので、しかし、それによって、やはりその封筒の準備から、書類の準備から署員がされていると思うんですが、また、郵送代ですね、切手代もかかります。でも、オンライン化が進めば、その作業や関わる経費も削減されていきます。

このように、もちろんオンラインでできない、今のところ妥当ではないものもあるんでしょうけど、先ほどちょっと話戻りますが、行政職員各部署の視点プラス町民の視点、町民の利便性、町民が行政サービスを受けるための利便性という視点を持って、このオンライン

化、行政手続きのオンライン化に取り組んでいただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

総務課長が答弁されたところでございますけど、電算の主管課として当室からの考え方というものもお話しさしあげておいたほうがよろしいかなというふうには思っております。

いろいろ手続きの内容によってですね、いろいろ性質的なものもございます。例えば、広域行政でやっているようなもの、こういったものについては、直接、例えば、介護保険なんかそうですね。例えば、直接保険者のほうに届いたほうがいいようなものがあったりもいたします。そういう事務的整理。あとは判こに関してですね、特命大臣のほうで判こをなるべくなくすような形で通達を出されたりしております、判こについてはある程度軽減していくような傾向にあるかと思っておりますが、添付書類を要するようなもの、こういったものも多少ございます。ですので、そういった事務に伴いまして、オンライン化は確かに便利ではございます。

そこで、主務省令などで定められているような添付書類をいかに省略できるか、そういうものができるかできないかとか、そういったものについては現場サイドが一番御存じなんだろうというふうに思っております。恐らく町長が先ほど申された中でも、演繹的に担当部署のほうからというのは、そういった精査がまず必要になるからだろうというふうにちょっと思っているところでございますので、補足的に御説明申し上げた次第ですので、よろしくお願い申し上げます。

○2番（大川徹也君）

創生室長の補足説明の後に総務課長から答弁があるのかなと思っていたんですが、総務課長、もしくは町長から答弁があるのかなと思っていたんですが、現場サイドでしか分からないことというのがやはりありますよね、本当に煩雑な仕組みのものというのも少なくないでしょうから。ただ、私としては、そういったことを踏まえた上で、ああ、これがあつたら住民の皆さんは便利だろうなど、そういう視点を持ってこのオンライン化の行政手続き、オンライン化に向けて取り組んでいただきたいと、そう思っているんですね。で、いかが思われますか。

○町長（武廣勇平君）

住民の視点は非常に大切なことだと思います。住民にとって利便性を高めることが全体の奉仕者としての公務員の務めでございますので。とはいいいながら、なかなかその組織の体制には限度がございます。限りもございます。そういう意味で、やはり課との理解、そしてまた、提案される事業者さんが本当に現場の実態を分かっているかというところを見極める、そういったことが必要になると思います。

私が先ほど演繹的な方法も妨げない言い方をしたのは、やはり県はそういう意味では旗振り役としては非常にいいわけですし、県がやるからということで県内の市町村、みんな同じ

オンライン化に向けて取り組める余地があると思います。それはやはりデジタル庁ができたことで、国もやっている、県もやっているという状況で、私たちもこの組織に抱える様々な問題を解消するという視点で、えいやとやるふうなことも今後出てくるかと思っておりますので、住民の利便性を高めるため、組織の何と申しますか、滋養を養うというんでしょうか、体制をしっかりと整えながらやっていくことが肝要かと考えてございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、地域通貨について、質問要旨、地域通貨とは。またそれを利用する計画の説明を、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

大川徹也議員御質問の質問事項3、地域通貨について、要旨1、地域通貨とは。またそれを利用する計画の説明をについて答弁させていただきます。

地域通貨とは、法定通貨でないが、ある目的や地域のコミュニティー内などで法定通貨と同等の価値、あるいは全く異なる価値があるものとして発行され、使用される通貨であり、上峰町におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に対する地域振興と経済支援の目的で、町民の方に電子地域通貨「ミネカ」を発行して町の商工業者の店舗でお使いいただくとした事業を前年度実施しました。

今年度のミネカ利用の計画につきましては、今定例会に上程の一般会計補正予算に計上しております内容となりますが、ミネカポイントを利用された場合に利用された店舗にお支払いする額を負担金として予算計上するところであり、款7項2目1の観光商工振興費、18節負担金、補助及び交付金に地域通貨発行負担金127,000千円を計上しております。

この内訳として、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による産業支援策として、前年度同様に5千円分のミネカポイントを全町民に発行し、町の商工業者の店舗でお使いいただくとした経済支援ポイント発行事業として48,500千円、そして、お一人様10千円分までを上限に、ミネカポイントを購入いただいた場合に2割分のプレミアムポイントを加えて付加されるとしたプレミアム付チャージ事業として78,000千円、また、町社会福祉協議会から、健康セミナーやボランティア活動の参加にミネカポイントを付与し、インセンティブを与える事業を行いたいと要望がありまして、これをボランティアポイント事業として計画しております。この事業の詳細については、今後、社会福祉協議会と打合せを行っていくところですが、予算額としまして500千円を計上しております。

新型コロナウイルス感染症拡大に対する事業者と町民に対する支援策として、電子地域通貨「ミネカ」を導入しての事業を実施するところです。法定通貨で寄附した場合は、地域外への流出や、何の支払いにも使え、貯蓄に回り、使われるかどうか分からないとしたことが

同じ予算を使っても経済効果に差が出るところであり、資金の地域内循環を実現し、効果的な経済対策が実現できます。また、拡張性、汎用性に富んでいるという特徴がありますので、ミネカポイントを活用して様々な施策の展開ができるところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

この地域通貨を発行し、活用することで、お金が地域の中だけで循環すると。そうすることで、まず事業者としてはいいでしょうね。そして、サービスを受ける側、提供する側ではなく受ける側——サービスを提供する側はより多くの顧客が見込めるので、それはよいと思います。サービスを受ける側、一住民、消費者、購入者としての立場で、10千円分購入したときに12千円分、つまり、2千円分のポイントがつくということでした。そのようなこともうれしいことですが、ただ、これがいつまでも町が補助するものではないだろうと思うんですが、この実現ですね、今、産業課長より説明があったこの地域通貨制度を実現するために必要具体的なことはどんなものだと考えておられますか。

○町長（武廣勇平君）

実現するために必要な条件というのはちょっと、どう答えていいのかちょっと分かりませんが、きっかけは議会の皆様方から、ハコミネ町民市で支援をしていたわけですが、域外の方が、町外の方が利用者が多いということで、判別するためのIDを何らかつくらなければいけないときに、免許証であったり保険証を提示していただくというよりも、この町民市での何かID、アイデンティティーをですね、しっかり確認できるものをつくらうといったところで始まったんですが、プレミアムチケットについては、私が就任していた際からもずっとやってきた事業でもございますし、こうした経費について軽減できるという利点もあるということでクーポン事業にも現在使っております。

今後、健康ポイントであったり、何らかインセンティブをつけて事業進捗を図っていきたいというふうな思いは持っておりますが、そういった条件みたいなものはないというふうに思っております。むしろ、これまで行政はどうしても1次産業とか2次産業の支援をしてきたのが現状ではなかったかと思いますが、コロナ禍を通じてウイズコロナの時代に、やはりサービス産業、これまでは人口増加で事業者も増えていく、だから、一部のサービス産業をつかまえて、そこに支援するというのは問題だというふうに思われていたところがあると思います。しかし、地方創生で地域経済循環システム、リーサスであったり、こういった分析するツールができて、どの産業が今傷んでいるかということが明確に把握できるようになりました。先般申しましたように、対面型のサービスについては非常に厳しい状況にあるということで、そうした中で生まれてきたものだと理解しております。

よって、地域の活性化を図るためには、事業者なくしてできないものですから、事業者の産業支援策として、これはコロナ禍と別にですね、私も選挙期間中も言っていましたが、産

業施策をしっかりと構築しながら、持続可能な事業者の状態をつくっていくこと、そして、事業者の数を増やしていくこと、あるいはそこに集う人々を増やし、交流人口を増やし、定住人口につなげていくというふうな取組に、広く言えば活用していけるのではないかと、そういうふうに思っています。長々とすみません。

○2番（大川徹也君）

この地域通貨はもちろん上峰町内だけで使うものだろうと思うんですが、そういう考え方でよしいんですか。

○町長（武廣勇平君）

コロナ禍で議会の皆様方から御指摘を受けたことは、町民にミネカを持っていただいて、町民に限定するべしという御指摘をいただいております。

○2番（大川徹也君）

この制度について夢のある話で、本当に上峰町内で事業を行っている者にとっては大変ありがたい話だろうと思います。と同時に、この制度を行うことによって、町がもちろん中心に関わるものですが、町が負担を、いわゆる固定的な経費負担というのは、ずっとこの制度がある限り発生していくものなんですか。

○町長（武廣勇平君）

制度というのがちょっと分からないんですけど、地域通貨を——地域通貨と、プレミアム商品券のときも同様ですが、予算を立てて事業者支援するという流れで来ているところでございます、これまで。

○2番（大川徹也君）

ミネカカードで今回127,000千円予算を計上して、今説明がありましたけど、もう一度ちょっと簡潔に、ちょっと時間が少ないので、簡潔で結構ですので、この127,000千円という予算の内容についてもう一度教えていただけますか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところの127,000千円の内訳でございますが、先ほど申しましたとおりでございますが、再びでございます。

前年度同様に5千円分のミネカポイントを全町民に発行する事業につきまして、48,500千円でございます。

あと、お一人様10千円分までを上限に、ミネカポイントを購入していただくと2割分のプレミアム分をつけましてチャージする事業をプレミアム付チャージ事業としまして、78,000千円でございます。

あと、ボランティアポイント事業としまして、社会福祉協議会のほうで活用されますところで500千円を計上しておるところでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

それでは、この地域通貨発行について、町民への説明はいつ頃になる予定でしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の地域通貨事業の実施時期でございますが、もちろん議会の承認を得た後で取りかかるところで、予算の承認をいただきましたところで実施に図っていくところの流れを考えております。

期間的などころを申しますと、前年同様に町民の方の住民データを産業課のほうで抽出しまして、前回発行された以外から増えております分の方につきましては、また新しくカードをお送りするところがございますので、そういった作業を含めまして、発行の時期につきましては、7月、8月あたりに発行を取りかかっていく、8月スタートで計画を考えておるところでございます。

以上でございます。（「以上、これで質問を終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

これで一般質問は全て終わりました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変お疲れさんでした。

午後5時38分 散会